

職務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項等一覧

【内閣府】

法律名	条	項	提案等の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	各府省からの回答		各府省からの回答に対する地方からの意見	地方からの意見を踏まえた各府省の再回答		
					回答(区分)	具体案、理由等		回答(区分)	具体案、理由等	
地方青少年問題協議会法	第3条	第2項 第3項	○地方青少年問題協議会委員の資格要件等の廃止 地方青少年問題協議会の組織に係る事項 【全国市長会】	地方青少年問題協議会については、その会長に地方公共団体の長を充てること、また、その委員に地方公共団体の議会の議員及び学識経験者から任命することが義務付けられている。しかし、地方青少年問題協議会における協議内容は地域によって異なるため、委員の選出を法律により規定してしまうと、会長に学識経験者を充てることなど、それぞれの課題に応じた委員構成を定めることができない。 地方青少年問題協議会の組織に係る要件を撤廃することにより、柔軟な組織運営が可能となり、付属機関としての役割を効果的に達成することが可能となる。	○	・法第3条第2項は削除。ただし、多くの地方公共団体が条例改正が必要となるため、条例改正を要しない法改正が可能かどうか併せて検討。 ・法第3条第3項は地方議会議員、関係行政機関職員及び学識経験者のうちから委員を選任するとの規定であり、必ずしもこれら3者のすべてを委員としなければならないものではないが、誤解を与えている可能性があり、より明確に解釈できるような規定が可能か検討する。 ・その他、指摘のなかった条項についても、この機会に必要性等について見直しを行う。	責府回答のとおり、見直された。	○	地方青少年問題協議会の会長及び委員の要件に係る規定(3条2項、3項)は、廃止する。 (「職務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定))	
災害対策基本法	第68条の2	第1項 第2項 第3項	○自衛隊災害派遣要請権限の市への付与 市長が自衛隊に対して直接、災害派遣を要請できるようにし、派遣要請を行った際は都道府県に事後報告することとする。 【全国市長会】	自衛隊法第83条に基づく災害派遣要請は、都道府県知事が行うことになっているが、緊急対応を要する災害発生時において、即応性があるとは言えない状況にある。 第2次一括法により、知事に派遣要請を求めた旨を防衛大臣等に対して通知できることになったが、災害発生時の人命救助は、72時間が経過すると生存率が急激に低下するという72時間の壁に象徴されるように時間との戦いでもあることから、事態を最も掌握している現場の被災市から、取り戻すための要請を迅速にすることなく、直接災害派遣要請することができるよう制度改正することが必要である。 市長に、自衛隊に対して災害派遣を直接要請できる権限が付与されれば、大災害発生時の通知事務の簡素化を図るとともに、派遣要請を円滑なものとし、住民の生命を守るための救助作業など迅速な対応を図ることができる。 【事例1】 本市には自衛隊駐屯地があり、災害に備えて、日頃から連絡を密にしている。そのため、災害発生時には、県知事に派遣要請を求めた前に、既に自衛隊との連絡調整ができるが、この時点で、市町村長が防衛大臣に対して行うことができるのは、現状では、あくまで「被災状況」を伝えることのみである。要請権があれば、この時点で要請を行うことが可能であり、災害発生時の自衛隊派遣を現状よりスピーディーに行うことができる。また、自衛隊駐屯地がない(遠い)自治体においては、自衛隊派遣までで一層の時間がかかると推測する。 被災状況を一番把握している自治体の長が権限を持つことにより、指揮監督権が明確になり、より的確な災害対応が図れると考える。 現状においては、防衛大臣に被災状況を通知した旨を県知事に通知しなければならないため、緊急時における事務の軽減化を図ることにより、災害対応に注力できるようにするべきであると考える。 【事例2】 第2次一括法では、「道府県知事へ派遣要請を求めた旨を市町村長から防衛大臣に通知可能」となり、迅速な災害対応に向けて前進したものと評価している。防衛大臣への「通知」が可能になったが、一方で、指定都市による道府県の派遣「要請」も必要となる。指定都市側から見ると、災害発生時のような緊急対応時に、防衛大臣への「通知」と道府県知事への派遣要請という手続きを二重にすることが求められ、災害対応の緊急性という観点から改善の余地があるものと考えられる。 また、防衛大臣への派遣要請に対する道府県の手続き時間を確保する必要性を考慮すると、災害対応期間をロスするリスクが指定都市には発生しており、迅速性及び災害対応の役割・責任の明確化の観点からも、指定都市へ防衛大臣に対する直接派遣要請権限を付与し、防衛省への手続きを一本化した方が最良であると考えられる。	×	市町村長が都道府県知事に対し、自衛隊法第83条の規定による要請をするよう要求したときは、当該都道府県がその区域の災害の状況を勘案した上で要請を行う蓋然性が高いと考えられる。このとき、現場でその状況を第一に把握している市町村が、都道府県知事に対して災害派遣要請をするよう要求した旨及び災害の状況について防衛大臣等に対して通知することが、自衛隊の迅速な災害派遣に資することと考えられ、災害対策基本法第68条の2第1項において、市町村長が、都道府県知事に対して災害派遣要請をするよう要求した旨及び災害の状況について防衛大臣等に対して通知する旨の規定を設けている。 この規定に基づく通知した旨を災害対策基本法68条の2第3項に基づき、都道府県知事に対し速やかに通知することにより、都道府県知事は災害の状況について当該市町村から自衛隊に伝わっていることがわかり、詳しい災害の状況を伝える時間を省略することができる等当該都道府県知事に速やかな要請を促すことが可能となっている。 また、通信の途絶等によって都道府県知事に対する要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣等に通知することができ、また防衛大臣等は、緊急を要し、要請を待たないで自衛隊を派遣することができる旨規定されており、通信の途絶に代表されるような真に災害派遣を行う必要性が高い場合には、防衛大臣等による災害派遣が可能となっている。 ご指摘のように、市町村長が自衛隊に対して直接災害派遣を要請できるようにするべきであるとする議論は、平成7年の当該条文制定当初より存在しているものと承知しているが、複数の市町村から要請を受けることによる派遣時の混乱や効率的阻害の問題が指摘されており、要請主体の拡大は困難である。	×	現行の派遣要請に係る流れに加え、市町村長が直接自衛隊に要請し、都道府県知事に事後報告することをできるようにした場合の支障が不明である。 第2次一括法により、市町村長から都道府県への災害派遣要請の要求を行った場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣等に通知することが可能となったところであるが、市町村長が自衛隊に対して直接災害派遣を要請できるようにした場合は、混乱や効率的阻害の問題が生じるとは言えないものと考えられる。 本案提案のとおり、移譲された。	×	以前から回答しているとおり、災害から地域住民を保護する責務は、一義的には市町村及び都道府県にあるという基本的な考え方式に基づき、災害対策基本法においては、災害時における、市町村による一義的な応急対策の実施と、都道府県による総合調整が規定されている。 当該枠組みを踏まえ、自衛隊の災害派遣制度は、市町村及び都道府県の災害対応能力(警察、消防等)を活用してもなお対応できず、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合に、区域内の災害の状況を全般的に掌握している都道府県知事等に、自衛隊の災害派遣要請権限を認めている。 上記制度に対し、発災時の対応の迅速性、事務作業の簡素化等について指摘されているところ、市町村長は、当該市町村における災害の発生把握や被害状況については認識している。広域での災害の状況(若しくは、他地域における、より大きな被害の把握)及び警察や消防等防災関係機関の災害対応能力を把握する立場にはなく、御提案の通り市町村長からの要請を以て自衛隊の災害派遣の要否、展開等を判断することは不可能であり、必ずしも提案にあるように迅速性が担保されるわけではなく、有効な救援活動が確保されないこととなる。 また、市町村長からの要請を認めた場合、複数の市町村長や都道府県知事からの多数の要請が限られた窓口に集中し、要請が錯綜することが想定される。また、要請が錯綜する一方で、深刻な被災状況であるにもかかわらず、行政が機能不全に陥ったことで、要請が立たないという場合も考えられ、部隊等の派遣、活動内容に係る適切な判断が困難になるなど、自衛隊の全体的・総合的な運用に支障をきたす恐れがある。したがって、現行制度の通り、災害派遣要請権者は都道府県知事とすることが適当であり、市町村長に要請権限を付与することは妥当でない。 地方、管轄地域の災害の発生状況いちは早く把握し得ると想定される市町村長の立場を鑑み、適切・迅速な災害派遣が行えるよう、市町村長から自衛隊法上の要請権者である都道府県知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を要求することができる旨、災害対策基本法に定められている。また、通信途絶等により、問案ができにくい場合には、市町村長はその旨及び被害状況について防衛大臣等に通知することができる。更に、職務付け・枠付けの見直しに係る第2次一括法(平成23年8月26日成立)では、市町村長が都道府県知事に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求した際には、市町村長はその旨及び災害の状況を防衛大臣等に通知することができる旨を規定したところである。
災害対策基本法	第76条	第1項	○災害時の緊急通行車両確認権限の指定都市への付与 災害時の緊急通行車両の確認(通行許可)権限を指定都市に付与する。 【全国市長会】	現在、緊急通行車両の許可は、政令市で判断できず、各事業所が都道府県公安委員会に申請を行うこととなっているが、都市の災害への迅速かつ的確な対応が困難な状況にある。災害時の緊急通行車両の確認権限を指定都市にも付与することにより、被災の実情に合わせた迅速かつ的確な対応が可能となる。 ※具体的な改正対象要望は、災害対策基本法施行令第33条第1項及び第2項に「指定都市の長」を追加	×	災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、緊急通行車両「以外の車両」の緊急交通路における通行を禁止等することができることとされている。そして、緊急通行車両とは、指定都市の長その他の災害応急対策を実施する責任を有する者が使用する車両等を意味し、都道府県知事又は公安委員会は、その確認を行うにすぎない(災害対策基本法第33条第1項)。したがって、都道府県知事又は公安委員会が緊急通行車両について通行許可や判断を行っているものではない。	「災害対策法制の全般に係る見直しの中で検討すべきものとされており、当該規定のみについての対応は困難としているが、確認(通行許可)が災害対策法制全般に影響を与えるものとは考えていない。 災害時においては、一つでも多くの窓口があったほうが迅速な対応ができることから、規模・能力のある指定都市においても確認を行うことができるようによりすべきであると考える。 【支障事例】 ① 緊急通行車両の許可は、各事業所が出発地を管轄する警察署(県公安委員会)に申請を行うことになっています。 ② 東日本大震災において、本市からは、物資の搬送や本市職員の応援派遣にあたり14件(2011年5月現在)の申請を県に行いましたが、申請確認に時間を要したことから、仮に権限が指定都市にあれば、より迅速に対応し派遣等が行えることが想定されます。	×	災害対策基本法第76条に基づき(災害時の交通規制については、実際の被災状況、交通量、道路復旧状況等に応じて、臨機応変に交通規制を見直し、緊急通行車両の迅速かつ円滑な通行を確保するほか、緊急通行車両以外の車両の通行についても可能な限り早期に確保していく必要がある。このため、交通規制の実施に当たっては、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が、道路の交通容量のほか、緊急通行車両として確認された車両の台数を迅速かつ正確に把握することが必要であり、本来的には公安委員会が一元的に緊急通行車両に係る確認を行うことが望ましい(都道府県知事が行う確認事務は、各都道府県において策定されている緊急通行車両の確認事項に係る実施要領上、原則として都道府県が自ら保有する車両を対象とする整理されている。)) 一方、公安委員会が一元的に緊急通行車両に係る確認を行ったとしても、公安委員会においては、災害発生後に迅速に緊急通行車両に係る確認が受けられるよう、運用上、事前届出制度を従前から設けている。この事前届出を行う届出済証の交付を受けた車両は、各都道府県警察の本部、警察署のほか、インターチェンジの検問所等で当該届出済証を提示することで、確認及び検問等の交付を速やかに受け取ることが可能であることから、弊害は生じないものと考えている。 本件要望は、指定都市の長に対して緊急通行車両の確認権限を付与することで、緊急通行車両がスムーズに通行できる環境整備を行うとする趣旨のものであるが、前述の事前届出制度を活用することで、指定都市の長に対し当該権限を付与せずとも円滑に災害応急対策を実施することが可能である。今後、緊急通行車両等の迅速かつ円滑な通行を確保するため、引き続き、事前届出制度の周知に努めてまいりたいと考えており、地方公共団体防災担当部局あてに事前届出制度の周知文書を発表する予定である。 また、災害対策法制における都道府県知事と指定都市の長との関係については、都道府県と市町村の役割分担そのものに關わるものでもあり、国と指定都市のみならず、都道府県等を含む各関係者の御意見を踏まえた慎重な検討を行うべきであり、緊急通行車両の確認権限のみに限って早急に結論を得るとは困難であると考えている。 なお、指定都市等の大都市制度の在り方については、第30次地方制度調査会において議論が予定されているところ、これらとの整合性にも配慮しつつ、慎重な検討が必要となると考えている。	
自衛隊法	第83条	第1項								

義務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項等一覧

<凡例>

○…地方提案等に即し制度改正を行う事項

▲…一部制度改正や運用改善(大臣協議の標準処理期間の設定、解釈の明確化に資する通知の発出、地方提案の趣旨を実現できる他の制度・方法の周知等)を行う事項

×…見直しを行わない事項

【総務省】

法律名	条	項	提案等の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	各府省からの回答		各府省からの回答に対する地方からの意見	地方からの意見を踏まえた各府省の再回答	
					回答 (区分)	具体案、理由等		回答 (区分)	具体案、理由等
地方独立行政法人法	第92条	第1項等	<p>【地方独立行政法人の合併・減資の可能性】</p> <p>地方独立行政法人の合併に関する手続き及び、地方独立行政法人が保有する不要財産を地方公共団体に返納した場合の資本金の減少に関する手続きを設けることとする。</p>	<p>地方独立行政法人の合併に関する手続きが設けられていないため、地方公共団体が円滑に法人の合併を行うことができず、組織の見直しに関する地方公共団体の裁量が制約されている。</p> <p>地方独立行政法人の資本金の減少に関する手続きが設けられていないため、法人の業務運営上不要となった出資財産を地方公共団体に返納することができず、財産の適切な処分や有効活用が困難となっている。</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方独立行政法人の合併を円滑に行うための手続きを定める法改正を行う。</li> <li>地方独立行政法人が保有する財産のうち、地方公共団体からの出資又は設立団体からの支出に係る財産が不要となった場合に、当該財産を地方公共団体に納付するための手続きを設けるとともに、地方公共団体からの出資に係る財産の返納に伴う資本金の減少に関する手続きを設ける。</li> </ul>			

<凡例>

○…地方提案等に即し制度改革を行う事項

▲…一部制度改革や運用改善(大臣協議の標準処理期間の設定、解釈の明確化に資する通知の発出、地方提案の趣旨を実現できる他の制度・方法の周知等)を行う事項

×…見直しを行わない事項

義務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項等一覧

【法務省】

法律名	条	項	提案等の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	各府省からの回答		各府省からの回答に対する地方からの意見	地方からの意見を踏まえた各府省の再回答	
					回答(区分)	具体案、理由等		回答(区分)	具体案、理由等
人権擁護委員法	第6条	第3項	○人権擁護委員推薦の議会訪問の廃止 人権擁護委員候補者の推薦に当たり、議会の意見を聞く義務付けを廃止する。 【全国市長会】	市町村を区域とする国の委員を市町村長が推薦する事務で地方議会の訪問が義務付けられている事務は、人権擁護委員法のみであり、他の行政相談員、民生委員等の推薦手続きと差がある。 人権擁護委員法第6条第3項は、同一の選挙区の有権者により選出された市町村長の推薦と市町村議会の議決を要しており、2者に任意意見を添えているものと考えられる。また、同条第2項により選挙区単位の手続きを要する人権擁護委員協議会が市町村長推薦の候補者に意見を付し、同条第4項は市長長の推薦候補者を不適格者と認める場合を想定しており、市町村議会の意見を義務付ける必要性を見いだせない。 なお、第4項の人権擁護委員の任期の始期にあわせた推薦が必要となる態度、市町村議会に諮問する必要があるため、議員全員協議会を開催するとともに、市議会定例会に議案提出しており、議会および市町村の業務量として看過できない負担となっている。	×	人権擁護は、日本国憲法の理念にのっとった国の重要な施策であり、国が行う人権擁護活動の一翼を担う人権擁護委員は、法務大臣が委嘱し、全国あまねく配置されているところ。人権擁護委員として適切な人材を確保するためには、その資質、委嘱の方法等について法律上明確にしておく必要がある。 人権擁護委員法第6条第3項は、市町村長が人権擁護委員の候補者を推薦するに当たって、当該市町村の議会の意見を聞くこととしているところ。これは、人権擁護委員が、人権侵害事件の調査・指図に関する活動等を含む人権擁護活動を、地域社会に根ざして行うことが期待される立場にあることに鑑み、市町村長の推薦によるだけでなく、その推薦に当たって当該市町村の議会の意見を聞くことにより、各地域社会における民意をより多角的かつ的確に反映させることができる仕組みとし、一党派に偏ることなく、当該地域社会において高く信頼される人材を人権擁護委員の候補者として確保しようとしたものである。こうした同条項の趣旨に鑑みると、人権擁護委員の職責にふさわしい人材を確保するためには、市町村の議会の意見を聞くこととする現行の仕組みを維持することが不可欠である。 なお、人権擁護委員以外の委員等についても、その職責等に応じた適切な選任の仕組みがそれぞれ定められているものと思われるところ。人権擁護委員については、前記のとおり、憲法の理念に基づく人権擁護活動を担う職責に鑑み、民主的な選任がより強く要請されることから、現行の推薦の手続が定められているものである。 次に、同条第2項において、市町村長が推薦した者の中から法務大臣が委嘱を行うに当たり、弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴くこととしているところ、弁護士会については、人権擁護を使命とする弁護士の公的団体であることから、また、当該都道府県における人権擁護委員の団体であることから、それぞれ団体の立場及び視点から意見をを得ることを目的としている。すなわち、これらの手続は、議会の意見を聞く手続とは、段階及び目的を異にしているものである。 さらに、同条第4項においては、市町村長から推薦された候補者が適当でないとして認められるときは、法務大臣は、市町村長に対し、さらに他の候補者を推薦することを求めることとされている。これは、人権擁護委員の委嘱の段階で、委嘱権者である法務大臣が人権擁護委員として適任か不適任かを最終的に判断する必要があることから設けられたものであって、このような仕組みがあるからといって、推薦の段階で市町村長が議会の意見を聞く必要性がないこととなるものではない。 以上のとおり、市町村長が人権擁護委員の推薦に当たり、市町村議会の意見を聞くという人権擁護委員法第6条第3項の規定は、人権擁護委員に選任者を得るための民主的な方法として必要不可欠であり、見直しは困難である。	適切な人材の確保のため、その資質、委嘱の方法等を法律上明確にしておく必要性については異論のないところ。議会の同意を要していない保釈司・民生委員においても、「日本国憲法の理念にのっとった」重要な施策、「地域社会に根ざして行うことが期待される立場」、「一党派に偏ることなく」などは当てはまるものであり、これらに比して民主的な選任がより強く求められているとまでは言えないものと考えられる。 第6条第2項により弁護士会及び人権擁護委員協議会が市町村長推薦の候補者に意見を付す規定や、同条第4項は市町村長の推薦候補者を不適格者と認める場合を想定した規定がある中で、市町村議会の意見を義務付ける必要性を見いだせない。 また、民生委員においては、第3次一語法案において、知事推薦に当たっての地方社会福祉審議会の意見を聴くことが努力義務化とされているところ。さらに、人権委員会設置法の制定に伴い改正予定の人権擁護委員法において、人権擁護委員は非常勤の国家公務員と位置付けがなされることから、指揮監督権のない市町村に少なからぬ負担を課している現在の任用手続き制度は見直すべきである。	×	人権擁護委員は、人権侵害事件の調査や救済に関与することとされ、国民の権利に深く関わる職責を有する立場にあることから、一党派に偏らない人材を確保するための民主的な選任がより強く要請される。 したがって、市町村長が人権擁護委員の推薦に当たり、市町村議会の意見を聞くという人権擁護委員法第6条第3項の規定は、人権擁護委員に選任者を得るための民主的な方法として必要不可欠であるから、これを廃止する法改正は困難である。 なお、人権擁護委員法は、市町村議会への意見聴取を年4回の委員の顔面行うことを義務付けているものではないので、当省の対応として「地方公共団体の実情等に応じて、市町村議会への意見聴取を、推薦の顔面行うのではなく、まとめて行うことができる旨を地方公共団体に周知する。」ことにより運用面での簡素化を図り、御指摘のあった事務負担の軽減を図ることとしたい。

職務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項等一覧

【文部科学省】

法律名	条	項	提案等の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	各府省からの回答		各府省からの回答に対する地方からの意見	地方からの意見を踏まえて各府省の再回答	
					回答(区分)	具体案、理由等		回答(区分)	具体案、理由等
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第37条	第1項	【市町村立学校職員負担教職員に係る給与負担等の移譲】 地域の実態に合った教育を自主的、主体的に責任を持って行うため、市町村立学校職員負担教職員の人事権、給与負担、教職員定数に関する権限等については、都道府県から既に任命権を持つ政令指定都市に対して早急に権限移譲し、その後、その他の市町村の職員負担教職員の在り方について検討すべきである。	学校設置者である市町村が、自主的、主体的な教育行政を責任を持って行える体制とするためには、県費負担教職員の人事権、給与負担、教職員定数に関する権限等については、都道府県から既に任命権を持つ政令指定都市に対して早急に権限移譲し、その後、その他の市町村の職員負担教職員の在り方について検討すべきである。 都道府県が教職員定数に関する権限等を持ち給与を負担しているため、既に任命権を持つ政令指定都市の場合、権限と責任が一部不明確となっている。例えば加配教職員定数については、都道府県が国へ申請を行っており、希望どおり配分されない場合は、都道府県と政令指定都市との間で再調整が必要となるなどの支障が生じるため、権限を政令指定都市へ一元化すべきである。 なお、移譲に当たっては、既に任命権を持つ政令指定都市について先行して実施することとし、その後、その他の市町村の職員負担教職員の在り方について、地域の実情に応じて決定できるよう検討すべきである。	▲	(教職員給与費等の政令市への移等について) 現在は道府県が負担している政令市の教職員給与費について、政令市に負担を移管するに当たっては、政令市に対して安定的かつ確実な財源保障を行えるよう、道府県と政令市との財源調整の仕組みが不可欠である。これには各道府県、政令市の財政状況に応じた対応が必要。このため、実現に当たっては、財源保障の方策、政令市に保障すべき財源の水準等について、関係自治体等の理解・合意が不可欠である。さらに、政令市が給与及び旅費支給事務を行うための職員の配置や給与システムの構築などの事務体制の整備をどのように行うのか等の点についても検討が必要。 文部科学省としては、上記の論点についての関係道府県、政令市の実情や意見を十分に伺いながら、関係府省とも連携しつつ、調整を行ってまいりたい。 なお、教職員定数や学級編制の基準の決定権限は給与負担と一体で考えるべきものである。	文部科学省として引き続き検討・調整が必要とのことであるが、閣議決定された地域主権戦略大綱に基づく検討であり、検討状況を示していただきたい。 都道府県と政令市との間で財源調整の仕組みが必要である。これには該当する道府県及び域内の政令市ごとに具体的な財政状況等を踏まえた財源調整の仕組みを検討することが必要であり、関係省とも必要な調整を行ってまいりたい。 その際、該当する道府県及び域内の政令市ごとに財政等の状況は相当異なっており、そうした実情を十分把握しながら、関係道府県及び政令市の理解を得られる方策を検討することが必要であると認識している。 なお、文部科学省としては、これまでも関係県及び政令市との検討の場に参画するなど具体的な調整を行っているが、今後も求めに応じ、各道府県及び政令市の間での検討に積極的に参画し、資料提供等の協力を行ってきたいと考えている。大都市制度の見直しの状況及び教育行政の在り方についての検討状況も踏まえつつ、関係省庁と連携し、関係者の理解を得て、速やかに結論を出した上で、政令市へ移譲する。	○	
		第1項	【全国知事会】 ○県費負担教職員の給与負担・必要額全額の財源の指定都市への移譲						
		第2項	県費負担教職員の給与負担、及び必要な必要額全額の財源を指定都市に移譲する。 【全国市長会】						
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	第3条	第2項	○学級編制基準制定権、教職員定数の市への移譲 学級編制基準制定権及び教職員定数を市に移譲する。 【全国市長会】(政令市分)	現在、県費負担教職員制度について、指定都市においては、教職員の任命権は指定都市教育委員会が有している一方、その給与費は道府県の負担とされているため、一元的な責任体制の下で義務教育を実施することができない状況にある。 給与負担を指定都市とすることにより、任命権者と給与負担者が異なることによるわじれ状態が解消されるとともに、責任と権限が一元化され、地域の実情に応じた自主的・主体的な施策の推進が可能となるほか、給与関係事務の合理化・効率化を図ることができる。	▲	現在は道府県が負担している政令市の教職員給与費について、政令市に負担を移管するに当たっては、政令市に対して安定的かつ確実な財源保障を行えるよう、道府県と政令市との財源調整の仕組みが不可欠である。これには各道府県、政令市の財政状況に応じた対応が必要。このため、実現に当たっては、財源保障の方策、政令市に保障すべき財源の水準等について、関係自治体等の理解・合意が不可欠である。さらに、政令市が給与及び旅費支給事務を行うための職員の配置や給与システムの構築などの事務体制の整備をどのように行うのか等の点についても検討が必要。 文部科学省としては、上記の論点についての関係道府県、政令市の実情や意見を十分に伺いながら、関係府省とも連携しつつ、調整を行ってまいりたい。	現在、県費負担教職員制度について、指定都市においては、教職員の任命権は指定都市教育委員会が有している一方、その給与費は道府県の負担とされているため、一元的な責任体制の下で義務教育を実施することができない状況にあるため、移譲されたい。 学級編成や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲を行うとともに、所要額全額の税源移譲による確実な財源措置について関係省庁と積極的な調整をされたい。 県費負担教職員の移譲に伴う、指定都市の財源保障等の措置は欠かせないものであり、関係者による検討の場を早急に立上げ、スケジュールを明確にしたうえで、指定都市の意見や実情を十分踏まえながら、その実現のため積極的に検討願いたい。	▲	
市町村立学校職員給与負担法	第1条		【全国市長会】(政令市分) 政令指定都市以外の市町村における人事権と給与負担の在り方を地域の実情に応じて決定できるよう検討すべき。 【全国知事会】 ○県費負担教職員人事権の市への移譲 県費負担教職員の人事権を市(当選、中核市及び希望する市等を先行実施)に移譲する。 【全国市長会】	現在、県費負担教職員制度について、指定都市においては、教職員の任命権は指定都市教育委員会が有している一方、その給与費は道府県の負担とされているため、一元的な責任体制の下で義務教育を実施することができない状況にある。 給与負担を指定都市とすることにより、任命権者と給与負担者が異なることによるわじれ状態が解消されるとともに、責任と権限が一元化され、地域の実情に応じた自主的・主体的な施策の推進が可能となるほか、給与関係事務の合理化・効率化を図ることができる。	▲	(県費負担教職員の任命権の政令市以外の市町村への移等について) 県費負担教職員の任命権については、「広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、都道府県から中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成23年度以降、結論が得られたものから順次実施することとされている(地域主権戦略大綱、平成22年6月22日閣議決定)」。しかしながら、これまでのところ、小規模市町村を含めた関係者間の意見が一致していないため、政令市以外の市町村への移管は実現に至っておらず、引き続き検討・調整が必要。 なお、県費負担教職員の任命権に関しては、条例による事務処理特例制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項)による移譲が可能である。(大阪府豊能地区においては、同制度に基づき平成24年4月1日から実施している。)	文部科学省として引き続き検討・調整が必要とのことであるが、閣議決定された地域主権戦略大綱に基づく検討であり、検討状況を示していただきたい。	中核市に係る都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権(地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項)については、教育行政の在り方についての検討状況や、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項)の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度以降、結論が得られたものから順次実施する。	▲
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第37条	第1項	【市町村立学校職員負担教職員に係る人事権の移譲】 政令指定都市以外の市町村における人事権と給与負担の在り方を地域の実情に応じて決定できるよう検討すべき。 【全国知事会】	政令指定都市以外の市町村は、教職員の服務を監督することとなっているが、任命権を持たないため、任用、分限、懲戒等を行えない状況にある。 給与負担を指定都市とすることにより、任命権者と給与負担者が異なることによるわじれ状態が解消されるとともに、責任と権限が一元化され、地域の実情に応じた自主的・主体的な施策の推進が可能となるほか、給与関係事務の合理化・効率化を図ることができる。	▲	(県費負担教職員の任命権の政令市以外の市町村への移等について) 県費負担教職員の任命権については、「広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、都道府県から中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成23年度以降、結論が得られたものから順次実施することとされている(地域主権戦略大綱、平成22年6月22日閣議決定)」。しかしながら、これまでのところ、小規模市町村を含めた関係者間の意見が一致していないため、政令市以外の市町村への移管は実現に至っておらず、引き続き検討・調整が必要。 なお、県費負担教職員の任命権に関しては、条例による事務処理特例制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項)による移譲が可能である。(大阪府豊能地区においては、同制度に基づき平成24年4月1日から実施している。)	文部科学省として引き続き検討・調整が必要とのことであるが、閣議決定された地域主権戦略大綱に基づく検討であり、検討状況を示していただきたい。	中核市に係る都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権(地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項)については、教育行政の在り方についての検討状況や、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律55条1項)の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度以降、結論が得られたものから順次実施する。	▲
		第1項	【全国知事会】						
		第2項	○県費負担教職員人事権の市への移譲 県費負担教職員の人事権を市(当選、中核市及び希望する市等を先行実施)に移譲する。 【全国市長会】						
		第42条	県費負担教職員の人事権を市(当選、中核市及び希望する市等を先行実施)に移譲する。 【全国市長会】						
		第46条							
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	第3条	第2項	○学級編制基準制定権、教職員定数の市への移譲 学級編制基準制定権及び教職員定数を市に移譲する。 【全国市長会】(政令市分)	現在、県費負担教職員制度について、指定都市においては、教職員の任命権は指定都市教育委員会が有している一方、その給与費は道府県の負担とされているため、一元的な責任体制の下で義務教育を実施することができない状況にある。 給与負担を指定都市とすることにより、任命権者と給与負担者が異なることによるわじれ状態が解消されるとともに、責任と権限が一元化され、地域の実情に応じた自主的・主体的な施策の推進が可能となるほか、給与関係事務の合理化・効率化を図ることができる。	▲	現在は道府県が負担している政令市の教職員給与費について、政令市に負担を移管するに当たっては、政令市に対して安定的かつ確実な財源保障を行えるよう、道府県と政令市との財源調整の仕組みが不可欠である。これには各道府県、政令市の財政状況に応じた対応が必要。このため、実現に当たっては、財源保障の方策、政令市に保障すべき財源の水準等について、関係自治体等の理解・合意が不可欠である。さらに、政令市が給与及び旅費支給事務を行うための職員の配置や給与システムの構築などの事務体制の整備をどのように行うのか等の点についても検討が必要。 文部科学省としては、上記の論点についての関係道府県、政令市の実情や意見を十分に伺いながら、関係府省とも連携しつつ、調整を行ってまいりたい。	現在、県費負担教職員制度について、指定都市においては、教職員の任命権は指定都市教育委員会が有している一方、その給与費は道府県の負担とされているため、一元的な責任体制の下で義務教育を実施することができない状況にあるため、移譲されたい。 学級編成や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲を行うとともに、所要額全額の税源移譲による確実な財源措置について関係省庁と積極的な調整をされたい。 県費負担教職員の移譲に伴う、指定都市の財源保障等の措置は欠かせないものであり、関係者による検討の場を早急に立上げ、スケジュールを明確にしたうえで、指定都市の意見や実情を十分踏まえながら、その実現のため積極的に検討願いたい。	▲	
		市町村立学校職員給与負担法	第1条		【全国市長会】(政令市分) 政令指定都市以外の市町村における人事権と給与負担の在り方を地域の実情に応じて決定できるよう検討すべき。 【全国知事会】 ○県費負担教職員人事権の市への移譲 県費負担教職員の人事権を市(当選、中核市及び希望する市等を先行実施)に移譲する。 【全国市長会】	現在、県費負担教職員制度について、指定都市においては、教職員の任命権は指定都市教育委員会が有している一方、その給与費は道府県の負担とされているため、一元的な責任体制の下で義務教育を実施することができない状況にある。 給与負担を指定都市とすることにより、任命権者と給与負担者が異なることによるわじれ状態が解消されるとともに、責任と権限が一元化され、地域の実情に応じた自主的・主体的な施策の推進が可能となるほか、給与関係事務の合理化・効率化を図ることができる。	▲	(県費負担教職員の任命権の政令市以外の市町村への移等について) 県費負担教職員の任命権については、「広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、都道府県から中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成23年度以降、結論が得られたものから順次実施することとされている(地域主権戦略大綱、平成22年6月22日閣議決定)」。しかしながら、これまでのところ、小規模市町村を含めた関係者間の意見が一致していないため、政令市以外の市町村への移管は実現に至っておらず、引き続き検討・調整が必要。 なお、県費負担教職員の任命権に関しては、条例による事務処理特例制度(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項)による移譲が可能である。(大阪府豊能地区においては、同制度に基づき平成24年4月1日から実施している。)	現行制度においては、公立小中学校の設置主体は基礎自治体であり、教員の身分も基礎自治体の職員であるにもかかわらず、任免及び異動などの人事権は、指定都市を除いて都道府県教育委員会にあるため、市区が行おうとする教育行政に必要な人材を確保することができないだけでなく、教職員の不平等に対して、市区では懲戒処分をすることができない状況にある。 そのため、教職員からすれば、処分権や異動権を持った都道府県への帰属意識が強くなり、勤務する地域に根ざした教育を展開するうえでの支障となっている。 県費負担教職員の人事権等を市等に移譲することによって、地域に根ざした人材の確保・育成が可能となり、主体的で特色のある質の高い義務教育の実現を図ることができる。

法律名	条	項	提案等の概要	具体的な支援事例、地域の実情を踏まえた必要性	各府県からの回答		各府県からの回答に対する地方からの意見	地方からの意見を踏まえて各府県の再回答	
					回答(区分)	具体案、理由等		回答(区分)	具体案、理由等
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	第3条	第2項	○学級編制基準制定権、教職員定数権の市への移譲 学級編制基準制定権及び教職員定数権を市に移譲する。 【全国市長会】(政令市分以外)	現在、学級編制基準制定及び教職員定数は、都道府県の教育委員会が定めることになっているため、都市自治体における教育施策に沿って定めることができず、少人数指導や少人数学級の実施に制約がかかっている状況にある。 標準法の改正により平成24年4月から小学校1年生は35人学級となり、小1プロブレムの解消など、大きな効果をもたらしているところであるが、どの学年・学級においても、「いじめ」「不登校」問題が起こる可能性があり、また通学路における発達障害のある児童・生徒への細やかな指導や学級経営が必要であるなど、それぞれの実情に応じた対応が求められているところである。 学級編制基準制定権及び教職員定数権を市に移譲することにより、それぞれの実情や市民ニーズに応じた教育施策を実施し、児童・生徒に対してきめ細かな教育指導を行うことができるようになる。	公立義務教育諸学校の教職員定数や学級編制の基準の決定権限は給与負担と一体で考えるべきものである。 なお、学級編制基準については、平成23年の義務標準法等の改正により、市町村教育委員会が「従うべき」とされている拘束性を緩和、「標準」としての基準とするともに、学級編制に係る市町村教育委員会から都道府県教育委員会への事前協議を廃し、事後届出とした。また、都道府県教育委員会は定数の決定に当たっては、市町村教育委員会の意見を聴き、その意見を十分に尊重することを義務付けたところである。	現在、学級編制基準制定及び教職員定数は、都道府県の教育委員会が定めることになっているため、都市自治体における教育施策に沿って定めることができず、少人数指導や少人数学級の実施に制約がかかっている状況にある。 標準法の改正により平成24年4月から小学校1年生は35人学級となり、小1プロブレムの解消など、大きな効果をもたらしているところであるが、どの学年・学級においても、「いじめ」「不登校」問題が起こる可能性があり、また通学路における発達障害のある児童・生徒への細やかな指導や学級経営が必要であるなど、それぞれの実情に応じた対応が求められているところであるため、移譲されたい。加えて、早期に小中学校すべての学年で35人学級を法制化されたい。 また、公立義務教育諸学校の教職員定数や学級編制の基準の決定権限は給与負担と一体で考えるべきものであり、引き続き包括的な権限と財源の一体的な移譲を求めたい。 関係者による検討の場を早急に立上げ、スケジュールを明確にしたうえで、その実現のための積極的に検討願いたい。	御意見の通り、公立義務教育諸学校の教職員定数や学級編制の基準の決定権限は給与負担と一体で考えるべきものである。また、今後の少人数学級の推進については、平成25年度全国学力・学習状況調査(若狭調査)等を活用し効果検証を行いつつ、教職員の人事管理を含めた教職員定数の在り方全般について検討することとしており、引き続き教職員等の指導体制の充実にも努力してまいりたい。		
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	第3条	第3項	○私立幼稚園及び認定こども園の認可等権限を市に移譲する。 【全国市長会】	私立幼稚園及び認定こども園の認可等については、都道府県知事の権限とされており、貴重な保育資源である幼稚園や認定こども園の活用等において、地域の実情に応じた柔軟な対応の実現が図られている状況にある。 私立幼稚園及び認定こども園の認可、指導、監査事務等に係る権限をその財源等も含めて包括的に市へ移譲することにより、幼保連携の取組みが進み、都市における就学前児童対策を一体的かつ効率的に実施することが可能になるとともに、住民の多様な幼児教育・保育需要への対応が可能となる。	認定こども園の在り方を含め、子ども・子育て支援の新たな制度については、地方公共団体の代表も参画した「子ども・子育て新システム検討会議」のワーキングチームにおいて計35回に渡る議論を重ね、その結果を基に第180回国会に関連法案を提出し、衆議院における修正を経て、平成24年8月に成立したところ。新たな制度では、市町村が地域の実情に応じて小学校就学前の子どもに関する行政を一体的に実施することが可能とするため、市町村が子ども・子育て支援事業計画を策定して地域の幼児教育・保育に係る需要を把握し、需要を満たすための施設・事業を整備する仕組みを導入することとした。 また、認定こども園、幼稚園、保育所に共通の給付として「施設型給付」を創設し、市町村が一元的に財政支援を行うこととした。なお、市町村長が、利用定員等を定め、対象となる施設を確認するとともに、施設に対して報告・命令等を行うこととした。 この際、私立幼稚園の設置廃止率に係る認可については、学校教育の質・安定性等の担保、広域的な行政の必要性、学校法人認可制との関係等の観点から、私立学校審議会の設置も含め、現行通り都道府県が行うこととした。また、認定こども園の認定等については、幼稚園及び保育所の認可等を基礎としていることから、現行通り都道府県が行うこととした。 新たな制度については、今後、地方公共団体をはじめとする関係者と丁寧に意見交換を行い、円滑な施行に向けた準備を行うこととしている。	「子ども・子育て支援の新たな制度」の円滑な施行に向けた準備等において、市町村の意見を十分に反映すること。	私立幼稚園・認定こども園に係る権限については、子ども・子育て関連3法の成立により、認定こども園、幼稚園、保育所に共通の給付として「施設型給付」を創設し、市町村長が「施設型給付」の対象となる施設を確認するとともに、当該施設に対して報告・命令等を行うことができることとされた。 また、都道府県知事が処理している幼保連携型認定こども園に係る権限については、指定都市及び中核市の長に委譲することとされた。		
私立学校法	第9条	第1項	○私立幼稚園及び認定こども園の認可等権限を、その財源も含めて市に移譲する。 【全国市長会】	私立幼稚園及び認定こども園の認可等については、都道府県知事の権限とされており、貴重な保育資源である幼稚園や認定こども園の活用等において、地域の実情に応じた柔軟な対応の実現が図られている状況にある。 私立幼稚園及び認定こども園の認可、指導、監査事務等に係る権限をその財源等も含めて包括的に市へ移譲することにより、幼保連携の取組みが進み、都市における就学前児童対策を一体的かつ効率的に実施することが可能になるとともに、住民の多様な幼児教育・保育需要への対応が可能となる。	認定こども園の在り方を含め、子ども・子育て支援の新たな制度については、地方公共団体の代表も参画した「子ども・子育て新システム検討会議」のワーキングチームにおいて計35回に渡る議論を重ね、その結果を基に第180回国会に関連法案を提出し、衆議院における修正を経て、平成24年8月に成立したところ。新たな制度では、市町村が地域の実情に応じて小学校就学前の子どもに関する行政を一体的に実施することが可能とするため、市町村が子ども・子育て支援事業計画を策定して地域の幼児教育・保育に係る需要を把握し、需要を満たすための施設・事業を整備する仕組みを導入することとした。 また、認定こども園、幼稚園、保育所に共通の給付として「施設型給付」を創設し、市町村が一元的に財政支援を行うこととした。なお、市町村長が、利用定員等を定め、対象となる施設を確認するとともに、施設に対して報告・命令等を行うこととした。 この際、私立幼稚園の設置廃止率に係る認可については、学校教育の質・安定性等の担保、広域的な行政の必要性、学校法人認可制との関係等の観点から、私立学校審議会の設置も含め、現行通り都道府県が行うこととした。また、認定こども園の認定等については、幼稚園及び保育所の認可等を基礎としていることから、現行通り都道府県が行うこととした。 新たな制度については、今後、地方公共団体をはじめとする関係者と丁寧に意見交換を行い、円滑な施行に向けた準備を行うこととしている。	「子ども・子育て支援の新たな制度」の円滑な施行に向けた準備等において、市町村の意見を十分に反映すること。	私立幼稚園・認定こども園に係る権限については、子ども・子育て関連3法の成立により、認定こども園、幼稚園、保育所に共通の給付として「施設型給付」を創設し、市町村長が「施設型給付」の対象となる施設を確認するとともに、当該施設に対して報告・命令等を行うことができることとされた。 また、都道府県知事が処理している幼保連携型認定こども園に係る権限については、指定都市及び中核市の長に委譲することとされた。		
私立学校振興助成法	第9条			【事例1】 私立幼稚園の設置廃止等の認可権限は原則、保育所の設置廃止権限については指定都市にあり、子育て支援施策において一元的な執行ができない状態となっており、指定都市が効率的・効果的に子育て支援施策を行うことへの支障となっている。 【事例2】 ①子育て支援や待機児童対策として施設の空きスペースを利用する際、施設利用の可否について都道府県の確認を要するため、円滑な施策の実施に支障がある。 ②私立幼稚園等の施設運営等に関するトラブルが生じた際、市内在住の保護者からの苦情等の問い合わせが、都道府県ではなく市に入る。問い合わせ先が都道府県と市に分散しているは市民に混乱をきたすため、市が一体的に施策を実施することが望ましいと考える。 【事例3】 就学前児童の施策として保育所と幼稚園を一体的に検討する上で、幼稚園に関する権限・財源が都道府県にあることは、大きな障壁となっている。 具体的な事業としては、 ①私立幼稚園の教員の調整権限を、市が持つことで幼稚園への申し込み状況を勘案した定員調整などを、タイムラグなしに柔軟に行なうことが必要。 ②都道府県が行っている補助金を、市の単独補助と併せて行なうことにより、より地域の実情にあった効果的な補助金制度として再構築できるものとする。					
学校教育法	第4条	第1項							
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第3条								
学校教育法	第13条	第2項	○市設置幼稚園閉鎖命令権限の市への移譲 市設置幼稚園の閉鎖命令に係る権限を市に移譲する。 【全国市長会】	学校教育法の規定により、市設置の幼稚園の閉鎖命令は都道府県の教育委員会の権限となっている。 第1次一括法により、都道府県の認可事務であった市設置幼稚園の設置廃止手続きが、事前の届出に変更されたところであるが、閉鎖命令だけが都道府県の教育委員会の権限として留まっていることは、法令上のバランスを欠くものである。 閉鎖命令に係る権限が市に移譲されれば、よりスムーズな事務処理を行えるようになる。	「地方分権改革推進要綱(第1次)」(平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定)に基づき、平成23年5月の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」によって学校教育法が改正され、市町村立幼稚園設置・廃止等については、当該市町村の届出をもって行うことが可能となった。 このため、市町村が市町村立幼稚園を廃止(閉鎖)しようとするときは、都道府県への届出をもって足りる。 なお、学校教育法第13条に基づく都道府県教育委員会による閉鎖命令については、学校教育の公共性、公益性等の確保のための広域的見地から、当該学校の設置者でない都道府県教育委員会に監督権限を付しているものであり、設置者である市町村への権限委譲を行う性質のものではない。	第1次一括法により、都道府県の認可事務であった市設置幼稚園の設置廃止手続きが、事前の届出に変更されたところであるが、閉鎖命令だけが都道府県の教育委員会の権限として留まっていることは、法令上のバランスを欠くものであることから、見直されたい。	市町村立幼稚園の設置・廃止等については、当該市町村の届出をもって行うことが可能となっている。このため、市町村が市町村立幼稚園を廃止(閉鎖)しようとするときは、都道府県への届出をもって足りる。 学校教育法第13条に基づく都道府県教育委員会による閉鎖命令については、学校教育の公共性、公益性等の確保のための広域的見地から、閉鎖命令を行うことができる(法令の規定に故意に違反、6ヶ月以上授業を行わない等)が示されており、子どもの教育を受ける権利が侵害されかねない事案における最終的な措置として、都道府県教育委員会に監督権限を付しているものであり、設置者である市町村への権限委譲を行う性質のものではない。市町村立幼稚園の設置・廃止を市町村の届出によって行うことが可能としたことをもって、都道府県教育委員会の市町村立幼稚園への関与が一切なくなるものではなく、限定された要件の場合に包括自治体として必要な関与ができるようにしているものである。 なお、子ども・子育て支援の新たな制度については、地方公共団体の代表も参画した「子ども・子育て新システム検討会議」のワーキングチームにおいて計35回に渡る議論を重ね、その結果を基に第180回国会に関連法案を提出し、衆議院における修正を経て、平成24年8月に成立したところ。		
学校教育法	第3条		○幼稚園、小学校、中学校の設置基準の条例委任 学校設置基準を条例委任する。 【全国市長会】	図書館や各種運動場等の他の施設との相互利用が不可能となっており、地域に応じた独自の教育施策の展開の支障となっている。 学校設置基準を条例委任することにより、校舎及び運動場の面積、校舎に備える施設等を地方の裁量で決定することが可能となり、自治体の独自性が発揮することが可能となる。	学校設置基準は何か「学校」であるかを定める最低の基準であり、学校設置基準で規定すべき内容を条例委任することは適切ではない。また、学校の設置基準は、学校における教育の水準を保障するための最低基準として定めたものであり、既に地方分権を一層推進する観点から、地域の実情に応じた対応が可能となるよう、弾力的な規定としている。 例えば、小学校設置基準・中学校設置基準第12条において、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができることとしており、他の学校等の施設等を利用した教育活動は可能であること、また、第8条において、校舎及び運動場の面積を定めており、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上としているが、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りではないこと、さらに、第9条においては、教室、図書室、保健室、職員室を必要としており、これらは学校として当然設置すべき施設と認識しているが、それ以外の施設については地方の裁量で設置することができること等、現状の設置基準によっても、自治体の独自性を発揮することが可能である。	小学校設置基準・中学校設置基準第12条において、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができることとしており、他の学校等の施設等を利用した教育活動は可能であるとの回答理由について、「学校等」の「等」の中には、市立図書館や民間所有のグラウンドなど幅広い施設を対象とするものと解釈してよいのか、もし、対象とならない場合、市立図書館や民間所有のグラウンドを対象とすることで、地域の独自性が高まると同時にこれまでの行政コストが一定程度圧縮され、地域経営の改善に繋がることから、対象とされるよう見直しされたい。	御指摘の小・中学校設置基準にいう、「他の学校等の施設及び設備」には、公民館、運動場、体育館、図書館等の施設及び設備が含まれている。なお、一方で、御指摘の市立図書館については、学校図書法第3条に「学校には、学校図書館を設けなければならない旨、規定されており、学校図書館を設けず公立図書館をもって代替することはできない。 こうしたことについて、義務付け・枠付けの第4次見直しについて(平成25年3月12日閣議決定)の中で、「学校の設置基準(3条)については、既に弾力的・大膽な規定であることや、他の学校等の施設及び設備の使用に関する規定の趣旨等について各地方公共団体に通知する。また、公立図書館と学校施設を併せて整備する場合の学校図書法の一部公衆利用に関する規定の趣旨、留意事項等について各地方公共団体に通知する。」こととしており、小・中学校の設置基準及び学校図書館法の規定の趣旨等を周知するための事務連絡を发出する予定である。		
社会教育法	第23条	第1号	○公民館運営方針の弾力化 公民館の運営に係る枠付けを撤廃する。 【全国市長会】	地域においては、厳しい財政情勢の中、安定的な財源確保により持続可能な施設の運営を目指し、民間の資源やノウハウ等を活用することで市民の施設の魅力を高めるための活動の一つとして、ネーミングライツなどを実施している。また、地域の芸術振興等のため、画廊の開催等を開催しているところである。 しかし、現在、公民館においては、営利を目的とした事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助することができないことになっており、ネーミングライツを実施すると、債権において作品を販売することなど、これらの創産工夫に基づく活動ができない状況にある。 現行の公民館の運営における営利活動に係る規定の枠付けを撤廃することにより、市の公民館の有効活用が図られるとともに、文化・芸術活動の振興を図ることができる。	社会教育法第23条第1項は、公民館におけるネーミングライツの実施や創産での作品販売の行為などを全て禁止しているわけではなく、本案で禁止している行為は、①公民館がもつて営利を目的として事業を行うこと、②公民館が特定の営利事業に対して公民館の使用について特に償還を要し、当該事業者に利益を与えること、である。なお、この旨については、平成7年に各都道府県教育委員会に通知を発生し、周知はかっている。したがって、本提案については、公民館の趣旨を踏まえつつ、条例等の規定に基づいては、現行制度で対応可能なものであり、とくに見直しの必要はないものとする。		公民館の運営方針については、施設名種の売却を禁止するものではないこと等について各地方公共団体に通知する。		

義務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項等一覧

【厚生労働省】

法律名	条	項	提案等の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	各府省からの回答		各府省からの回答に対する地方からの意見	地方からの意見を踏まえた各府省の再回答		
					回答(区分)	具体案、理由等		回答(区分)	具体案、理由等	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第3条	第2項	【認定こども園に係る認定基準の条例委任(参酌基準化)】 認定こども園における施設設置・職員配置等の基準等は、幼稚園・保育所双方の基準を適用するのではなく、保育所と幼稚園の一元化を図るための統一した標準的の制度として構築し、基準を条例委任(参酌基準化)すべき。 特に、幼保連携型認定こども園の2階に保育室を置く場合、その建物全体を耐火建築物とする必要があるが、これは児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を上回る必要以上の要件を課すものであるため、基準を条例委任(参酌基準化)すべき。 【全国知事会】	【事例1】 幼保連携型認定こども園を新築する際、敷地の制限等で2階建てとする時は、幼稚園部分は幼稚園設置基準に基づき窓が耐火建築物でない場合、保育室を2階に置くことができない。 一方、保育所設置基準では、耐火建築物または準耐火建築物と定められていることから、準耐火建築物の場合、2階で保育できるのは保育所種の子どもだけとなる。 実際の保育の現場で、そのような区分保育は現実的ではないため、保育所では求められてはいるが、建物全体を耐火建築物として建築せざるを得ず、過剰な投資を強いられている。 【事例2】 認定こども園制度は、幼稚園と保育所の制度を基礎とし、認定基準は、幼稚園と保育所の認可基準に準拠している。 幼稚園と保育所の認可基準は、職員・園舎・保育室等、屋外遊戯場等について、人数、対象範囲、面積等で差異があるものの、認定こども園は原則双方の基準を満たす必要がある。このため、一つの項目に対して、二つの観点から審査ができるよう認定申請書や添付書類を作成する必要があるため、幼稚園や保育所単体の認可に比べて複雑になっている。	▲	認定こども園法の認定基準については、既に参酌基準となっている。また、事例1についても耐火性能についての保育所設置基準は参酌基準である。事例2については、平成24年8月10日に国会で成立した認定こども園法の一部を改正する法律において、幼保連携型認定こども園を単一の施設として認可・指導監督等を一本化する等の制度改革が行われることになった。	認定こども園の認定基準は参酌基準となっているが、現行の幼保連携型認定こども園は幼稚園、保育所双方の認可が前提となっているため、それぞれの認可基準を満たす必要があり、左記に記載している耐火基準の事例は解決できない。 また、子ども・子育て支援関連3法施行後の新たな制度では、単一の施設として認可・指導監督等を一本化することになっており、左記に記載しているような提案を踏まえ、従うべき基準の参酌基準化を図らなければならない。	▲	子ども・子育て関連3法は、地方公共団体の代表も参画した「子ども・子育て新システム検討会議」のワーキングチームでの議論を重ねた上で、国会に提出し、衆議院による修正を経て、平成24年8月10日に国会で成立したものである。その中で、幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として、認可・指導監督等を一本化するように制度改正が行われることになった。新しい幼保連携型認定こども園の認可基準の詳細については、都道府県関係者等の意見を聞きながら、平成25年4月に設置される子ども・子育て会議で検討を行っている。 (※第1回回答で回答した通り、認定こども園法の認定基準については、既に参酌基準となっている。また、事例1についても耐火性能についての保育所設置基準は参酌基準である。)	
		第4項	【家庭的保育事業に係る基準の条例委任(参酌基準化)】 家庭的保育事業を行う市町村が遵守しなければならない面積基準や保育者の配置基準を、条例委任(参酌基準化)すべき。 【全国知事会】	市町村が、地域の保育ニーズ及び保育実施環境を踏まえて主体的に面積基準や保育者の配置基準を設定できるようになれば、より地域のニーズにあった多様な保育サービスの提供が可能となり、待機児童解消及び就労機会の拡大につながる。	▲	子ども・子育て支援の新たな制度については、地方公共団体の代表も参画した「子ども・子育て新システム検討会議」のワーキングチームで議論を重ねた上で、子ども・子育て関連3法案を提出し、衆議院による修正を経て、平成24年8月10日に国会で成立した。子ども・子育て関連3法において、家庭的保育事業を市町村による認可事業とし、その基準については国の基準に基づき市町村が条例で定めることとなった。また、この改正において、家庭的保育事業の職員配置については国の基準を従うべき基準とし、面積基準については参酌すべき基準として整理されている。	家庭的保育事業の基準は、子ども・子育て支援関連3法施行後、市町村条例で定められることになったものの、職員の配置基準は従うべき基準とされており、左記に記載しているように、より地域のニーズにあった多様な保育サービスを提供するため、提案に沿った見直しをされた。	▲	子ども・子育て関連3法は、地方公共団体の代表も参画した「子ども・子育て新システム検討会議」のワーキングチームでの議論を重ねた上で、国会に提出し、衆議院による修正を経て、平成24年8月10日に国会で成立したものである。その中で、家庭的保育事業の職員配置基準は、国の基準を従うべき基準とし、面積基準については、参酌すべき基準と整理されたものである。	
児童福祉法	第34条の16	第2項	【児童福祉施設に係る基準の条例委任(参酌基準化)】 保育施設の設置・運営環境は、地域間で大きく異なるため、施設や運営の基準について、保育の実施主体である市町村が地域の実情に応じて実施できるよう、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に変更すべき。 また、基準を見直す際は、補助金等に関する権限とセットで見直すべき。 【全国知事会】 ○児童福祉施設設備・運営基準の条例委任(標準市長会)	別紙のとおり	x	子ども・子育て支援の新たな制度については、地方公共団体の代表も参画した「子ども・子育て新システム検討会議」のワーキングチームで議論を重ねた上で、子ども・子育て関連3法案を提出し、衆議院による修正を経て、平成24年8月10日に国会で成立した。子ども・子育て関連3法において、保育所の認可制度の改善がなされているが、保育所の面積基準、職員配置基準は、改正後児童福祉法第35条により、引き続き国の基準を従うべき基準とすることとされている。	児童福祉施設に係る面積基準、職員配置基準等は、子ども・子育て支援関連3法施行後も引き続き、従うべき基準とされているが、左記に記載しているように、待機児童の多い地域でも保育所の面積基準の特例措置が適用されないなどの支障事例が出ており、地域の実情に応じた施策が実施できるよう提案に沿った見直しをされた。	x	保育所の居室面積の特例措置については、待機児童が100人以上の現行の対象市町村においても、実際には適用されていない状況と承知している。そのような状況の下、この特例措置の効果や影響を評価・検証するための基礎資料も得られない中で更なる要件の緩和を行うことは困難である。 (※特例措置の要件を満たす市町村については毎年追加しており、直近では、平成24年10月19日厚生労働省告示第549号で4自治体を追加した。) 厚生労働省としては、待機児童解消に向けて保育の量的拡大を進めるため、保育所等の施設整備費、運営費等を確保するとともに、「待機児童解消」先取りプロジェクト等を推進している。また、平成27年度からの本格施行が予定されている子ども・子育て支援の新制度では、地域型保育給付の制度を創設し、市町村が困難な都市部の事情にも合わせた小規模保育等の多様な保育への財政措置を大幅に充実させることとしている。こうした待機児童の解消に資する施策を地方自治体との緊密な連携により実施し、待機児童の早期解消に努めていきたいと考えている。 なお、この特例措置は、保育計画を策定する必要がある特定市町村(待機児童数50人以上)の中でも、地価が高額で、待機児童数が多い(待機児童数100人以上)という極めて例外的な場合について、限定的に認められているものであるが、昨年8月に成立したばかりの子ども・子育て関連3法において、保育所等の設置面積や職員配置は、引き続き国の基準に従うべきとされ、また、国会等において、保育の質の向上の観点から議論が積み重ねられてきていることに留意が必要である。	
介護保険法	第24条の2	第5項	【要介護認定調査の委託に係る公示義務の廃止】 「新規」の要介護認定調査において、市町村が都道府県指定の指定市町村事務委託法人に調査を委託する際の公示義務を廃止すべき。 【全国知事会】	「新規」の要介護認定申請の場合は、事業所への委託ができない。そのため、調査対象者が遠隔地市町村に調査を依頼するが、遠隔地市町村の指定市町村事務委託法人に調査を委託することとなる。 しかし、委託しよとすれば1件の調査委託のために公示しなければならない。現実的には委託は困難となる。そうなる、遠隔地市町村への委託となるが、その場合、委託を受けた遠隔地市町村の事務負担が大きくなる。 公示なしに指定市町村事務委託法人への委託ができれば、遠隔地市町村の事務負担を減らすことができる。	x	過去に存置許容とされた項目であり、今般の調査対象でないため別途回答。  <別途回答> 要介護認定の認定調査は、利用者宅を訪問し、利用者の心身の状態等の個人情報と調査するものであるため、当該事務を行う主体は、適切な業務運営を行うことが特に求められる。 したがって、認定調査事務の委託先の信頼性を担保する手段として、公示の仕組みは必要である。	市町村が調査事務を指定委託法人に委託している場合は、その指定委託法人と委託契約を結ぶことになる。 当該法人の指定は都道府県知事が行い、法人名を公表していることから、委託先となる法人の信頼性は高いと判断でき、個人情報を扱うことを理由に、市町村が委託の都度公示する必要性に乏しいと考えられる。 また、第3次一括法案においても、公示義務を廃止する見直しを行う事務もあり、当該事務に關し義務付けを継続する理由に乏しいことから、提案に沿った見直しをされた。 なお、「指定」登録機関の指定・登録(地方自治体の事務そのものを代行するものに限る。)に係るもの)というラックマールに該当することから存置許容とされたが、当該条項で義務付けられている事務は、指定機関の指定に係る事務ではなく、既に指定された機関への事務の委託に係るものであることから、このラックマールには該当しないのではないかと。	○	市町村が行う要介護認定の調査に関する事務の委託に係る公示義務については、廃止する。ただし、同規定の廃止にあわせ、地方自治体に宛てて、要介護認定申請者に対し委託事務を行う者との委託関係を明らかにすること等により、行政運営の透明性の確保と要介護認定の公平・中立な実施を担保するよう通知を发出する。 法改正の時期については、次期介護保険法改正の中で行うこととする。	
介護保険法	第27条	第1項	○要介護認定更新手続きの自由度の拡大 要介護認定の更新に係る手続きについて、有効期間のさらなる延長や、要介護認定区分の更新を市長の判断で一次判定できる経費や労力を削減することができ、申請から認定までの所要期間を短縮することもできる。 【全国市長会】	高齢化の進展に伴い要介護認定・更新の件数が増加し、これに要する人的エネルギーとコストの増加が、市における介護保険制度の効率的運営の支障となっている。 要介護認定更新において、前回の要介護状態部分の変更を伴わない更新については、認定審査会における判定を求めなくとも、市長の判断で一次判定を可能とすれば、更新認定に係る経費や労力を削減することができ、申請から認定までの所要期間を短縮することもできる。 要介護認定の更新手続きの自由度を拡大することにより、経費や労力の削減や所要期間の短縮が可能になり、要介護者等の負担軽減につながることも、地域における介護保険制度の効率的な運営を可能にすることができる。	x	要介護認定は、利用者の心身の状態に関する調査結果に基づく一次判定を行った上で、保健・医療・福祉の有識者からなる介護認定審査会において一次判定結果や主治医意見を総合的に踏まえて決定する仕組みである。このようにして、利用者の状態に応じた介護サービスの必要度合いを適切に判定し、サービスへの公平な配分を行っているため、こうした仕組みは必要である。 なお、要介護認定は、全国一律の基準で公平かつ公正に行われる必要があり、市町村ごとに仕組みを変えることはできない。	介護状態が固定化している被保険者の認定有効期間について更に延長し、事務の効率化を図らねば、施設入所の被保険者であって要介護状態が要介護1・要介護2のような重度の状態が更新認定で継続している場合には、その後の要介護度の改善の可能性が極めて低い。 このような場合は、審査会の中で今後の介護度改善の見込みの意見をもらい、認定有効期間について更に延長できるようにし、事務の効率化を図らねばならない。	x	要介護認定の有効期間については、要介護認定に係る市町村の事務負担を軽減するため、平成23年度及び24年度において延長している。介護保険制度における要介護認定は、給付の前提となるものであり、心身の状況等に即した要介護認定を適時適切に行うことにより、利用者に必要なサービスを提供するという利用者保護の観点から、更に延長することは困難である。	
		第2項								
		第3項								
		第4項								
		第5項								
		第6項								
		第7項								
		第8項								
		第9項								
		第10項								
		第11項								
		第12項								
介護保険法	第78条の2	第1項	○地域密着型サービス事業所指定手続きの弾力化 地域密着型サービス事業所の指定手続きに係る規定を削除する。 【全国市長会】	地域密着型サービス事業所の指定に当たっては、学識経験者や公募委員からなる「地域密着型サービス運営委員会」に対して指定の可否等について審議することになっているが、他のサービスについては、指定基準を満たしていることが確認できれば、このような手続きを経なくとも指定することができることになっている。 第2次一括法により、指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設等の指定権限が、指定都市及び中核市に移譲された現在、地域密着型サービスに限って指定手続きに係る枠付けを設ける必要はないと考える。 当該条項が削除されれば、迅速な事務処理が可能となる。	x	介護保険法において、地域密着型サービスの指定に際し、委員会等での審議を義務付ける規定はなく、指定における事務の具体的な方法は市町村の判断に委ねられている。 なお、地域密着型サービスは、地域に根ざした形でサービスを提供することが効果的と考えられるため、当該市町村の住民のみが対象となるサービスであることから、当該条項はその指定等にあたって住民の意見を十分に反映させる旨を規定している。したがって、地域密着型サービスの指定において住民の意見を反映させる措置に係る当該条項を削除することはできない。	A市では、地域密着型サービスの指定に際して、住民の意見を反映させる手段として「地域密着型サービス運営委員会」を設けていたところである。 たとえば、居宅サービスは、都道府県が指定することになっており、指定基準を満たしていることが確認することができれば、指定することが可能となっている。しかし、地域によっては、居宅サービスであっても、当該自治体の住民だけが利用するケースもあり、地域密着型サービスの利用者や変わらないものもある。そのため、地域密着型サービスに限って指定手続きに係る規定を設ける必要はないとの見解。	○	市町村長が行う地域密着型サービス事業所の指定に關し、関係者の意見反映のために講ずべき措置(78条の2第7項)については、努力義務化する。法改正の時期については、次期介護保険法改正の中で行うこととする。	
		第2項								
		第2項								





法律名	条 項	提案等の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	各府県からの回答		各府県からの回答に対する地方からの意見	地方からの意見を踏まえた各府県の再回答	
				回答(区分)	具休案、理由等		回答(区分)	具休案、理由等
私立学校法	第9条	第1項	○私立幼稚園、認定こども園認可等種類の市への移譲 私立幼稚園及び認定こども園の認可等種類の市への移譲も併せて移譲する。 【全国市長会】					
私立学校振興助成法	第9条							
学校教育法	第4条	第1項						
就学前の子どもの関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第3条							
児童福祉法	第12条	第1項	○児童相談所の設置権限の特別区への移譲 児童相談所の設置権限を特別区に移譲する。 【全国市長会】					
	第59条の4	第1項						
民生委員法	第4条	第1項	○民生委員定数基準の条例委任 民生委員の定数について、都市自治体の実情に応じて、市長が決定できるようにする。 【全国市長会】					
	第7条	第1項						
医療法	第7条	第1項	○病院開設の許可権限等の希望保健所設置市への移譲					
	第7条	第2項	○病院に係る許可、命令、取消等の権限を希望する保健所設置市に移譲する。 【全国市長会】					
	第8条	第2項						
	第9条	第1項						
	第9条	第2項						
	第12条	第1項						
	第12条	第2項						
	第16条							
	第18条							
	第23条の2							
	第24条	第1項						
	第27条							
	第28条							
	第29条	第1項						
第29条	第2項							
薬事法	第39条	第2項	○高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可権限の希望保健所設置市への移譲					
	第39条の3	第1項						
災害救助法	第2条		○災害救助法の救助主体への指定都市の位置付け 災害救助法において、指定都市を救助主体として位置付ける。 【全国市長会】					
	第44条							

- <凡例>
- …地方提案等に即し制度改正を行う事項
- ▲…一部制度改正や運用改善（大臣協議の標準処理期間の設定、解釈の明確化に資する通知の発出、地方提案の趣旨を実現できる地の制度・方法の周知等）を行う事項
- ×…見直しを行わない事項

義務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項等一覧

法律名	条	項	提案等の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	各府省からの回答		各府省からの回答に対する地方からの意見	地方からの意見を踏まえた各府省の再回答	
					回答(区分)	具体系、理由等		回答(区分)	具体系、理由等
農業振興地域の整備に関する法律	第8条	第4項	【農用地利用計画に係る都道府県知事の協議、同意の廃止】 市町村が定める農業振興地域整備計画は、当該市町村の自主的・主体的な土地利用に関する計画等と整合が図られており、同計画(農用地利用計画)の策定・変更に係る都道府県知事との協議、同意は廃止すべきである。 【全国知事会】	市町村が定める農業振興地域整備計画は、当該市町村の自主的・主体的な土地利用に関する計画等と整合が図られており、同計画(農用地利用計画)の策定・変更に係る都道府県知事との協議、同意は廃止すべきである。 【全国知事会】	×	国民への食料の安定供給を図るためには、優良農地を確保するとともに、国、都道府県及び市町村が一体となって、農業に関する公共投資等の農業施策を実施することが必要である。 このため、農振法においては、都道府県知事は、農用地等の確保に関する事項等について国が定める基本指針に基づき、基本方針を定めるとともに農業振興地域を指定し、市町村は、都道府県知事の基本方針に基づき整備計画を策定するとともに当該計画に従って農業振興施策を実施することとしている。 このように、国民への食料の安定供給の観点から、優良農地を確保し、その適切な管理を図るための仕組みとして、市町村が定める農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る都道府県知事の同意は必要である。	優良農地の確保や適切な管理は、マスタープラン(同法第8条第2項第2号から第6号に掲げる事項)と農用地利用計画で構成される農業振興地域整備計画により、市町村が総合的な農業振興施策の一環として実施することが効果的である。既にマスタープランは都道府県知事への協議・同意が不要とされていることから、農用地利用計画も市町村の判断で策定・変更することが妥当であるため、提案に沿った見直しをされた。	▲	市町村が農業振興地域整備計画を策定するに当たって、地域の自主性が発揮されるよう、平成23年に、同計画の都道府県知事への協議を基本的に廃止している。 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の部分については、国策として進める食料自給率の維持・向上の前提となる優良農地の確保の観点から、都道府県の農用地区域内農地の目標面積を定める都道府県知事の同意協議が不可欠である。 市町村が、都道府県知事の不同意を不服とし、地方自治法に基づく自治紛争処理委員による審査で争われたが、最終的に都道府県知事の不同意は違法で不当なものとして事例も見受けられるところである。 事務処理の迅速化を図るため、農用地利用計画の策定に係る都道府県知事の同意について、事前調整に係る事務処理期間の目安及び協議に係る標準的な事務処理期間を定める周知徹底したい。
		第13条	第4項	農用地利用計画に係る都道府県の同意を要する限の農業振興地域整備計画を変更する限の都道府県知事との協議、同意を要しない協議とする。 【全国市町村会】	農用地利用計画に係る都道府県知事の同意は必要である。 このため、農振法においては、都道府県知事は、農用地等の確保に関する事項等について国が定める基本指針に基づき、基本方針を定めるとともに農業振興地域を指定し、市町村は、都道府県知事の基本方針に基づき整備計画を策定するとともに当該計画に従って農業振興施策を実施することとしている。 このように、国民への食料の安定供給の観点から、優良農地を確保し、その適切な管理を図るための仕組みとして、市町村が定める農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に係る都道府県知事の同意は必要である。	×	農振法第8条第4項等と関連のある規定であるため、併せて見直すことが必要である。	▲	市町村が農業振興地域整備計画を策定するに当たって、地域の自主性が発揮されるよう、平成23年に、同計画の都道府県知事への協議を基本的に廃止している。 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の部分については、国策として進める食料自給率の維持・向上の前提となる優良農地の確保の観点から、都道府県の農用地区域内農地の目標面積を定める都道府県知事の同意協議が不可欠である。 市町村が、都道府県知事の不同意を不服とし、地方自治法に基づく自治紛争処理委員による審査で争われたが、最終的に都道府県知事の不同意は違法で不当なものとして事例も見受けられるところである。 事務処理の迅速化を図るため、農用地利用計画の変更に係る都道府県知事の同意について、事前調整に係る事務処理期間の目安及び協議に係る標準的な事務処理期間を定める周知徹底したい。
森林法	第6条	第5項	【地域森林計画に係る農林水産大臣の協議、同意の廃止】 都道府県が定める地域森林計画に係る農林水産大臣の協議、同意を廃止すべき。 【全国知事会】	国の「全国森林計画」の策定に伴い、都道府県の地域森林計画の策定が必要になるが、都道府県の自主的・主体的な取組を阻害しないよう、大臣協議、同意を廃止すべきである。 国は、全国森林計画において広域連携別に伐採立木材積、造林面積等を計画し、都道府県の地域森林計画の作成・変更の協議を通じて、地域の実情に即した計画を策定し、内容修正を求めるなど適切な関与を行うため、度重なる調整や資料作成等に多大な労力がかかっている。	×	地域森林計画は、森林の有する多面的な機能を高度に発揮させる森林を育成する資源計画としての全国森林計画と整合した計画とするため、大臣協議は引き続き存置する必要がある。 なお、同意を要する協議の対象とする計画事項については、地域主権改革の趣旨も踏まえ、地域の主導による森林整備を推進する観点から、平成23年の森林法改正により、森林資源の取組を確保に直結する項目以外について同意を要しないこととする改正を行ったところである。	都道府県は地域森林計画の策定にあたって、現地調査及び関係者への聞き取りなどを実施し、適切な目標数値を算定している。地域の実情に合わせた計画的な森林整備を進めるため、提案に沿った見直しをされた。	▲	地域森林計画は、森林の有する多面的な機能を高度に発揮させる森林を育成する資源計画としての全国森林計画と整合した計画とする中で、地域の実情に合わせた計画的な森林の整備・保全の推進、同計画に係る協議の迅速化を図るため、以下の見直しを行うこととした。 ① 同計画の任意記載事項とされている森林の整備及び保全に関する事項(法第5条第3項)については、都道府県知事が地域の実情に応じて主体的に記載できるようにする。大臣との協議を廃止し、事前の届出とする。 ② 当該協議については、事前調整を含めて事務処理期間の目安を示し、事前調整が整っている場合には同意等の手続きを速やかに行うよう運用改善を図ること
農地法	附則第2項		【農地転用許可に係る農林水産大臣の協議、同意の廃止】 2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣の協議を廃止すべき。 【全国知事会】	農地転用は、富農条件や周辺の市街地化の状況など許可の可否を判断する基準が明確であり、転用申請に対して当該農地が許可基準に適合している場合は許可しなればならない。 農業を含む地域経済の活性化のためには、長期にわたる事前調整や協議を廃止し農地転用事務の迅速化を図り、地域の実情に応じた土地利用調整や許可事務が必要である。	×	別途回答 <別途回答> 農地法附則第2項について当該事項は法定受託事務であり、義務付け・枠付けの見直しの対象外である。 農地は、すべての国民への食料の安定供給にとって不可欠な資源であり、農業生産が行われることで、国民のための多面的機能が発揮されているものであり、優良農地の確保は国の責務。 規模の大きな農地の転用許可については、農地がまともな失われるだけでなく、集団的な優良農地において、周辺農地の無秩序な開発を招くおそれがあるなど影響が大きく、農林水産大臣の国レベルの視点に立った判断を行うことが必要不可欠。 なお、平成21年の農地法改正法の附則第19条第4項において、同法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされている。	農地法附則第2条の都道府県に義務付けられている大臣との協議は、平成10年の法改正で「当分の間」協議することとされたものであり、協議を必要とする根拠に乏しいため、提案に沿った見直しをされた。	×	農地は、農業生産の基盤として、国民への食料の供給や国土保全等の多面的機能の発揮といった重要な役割を果たしている貴重な資源であり、その確保が重要である。 平成21年の農地法改正において転用規制を厳格化し、改正法附則第19条第4項において、同法施行後5年を目途に、改正法の施行の状況等を勘案し、適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされているところであり、当該期間内に事務が完了されるよう迅速に処理することと徹底したい。 2ha超4ha以下の農地転用許可に係る農林水産大臣への協議については、農地法関係事務処理要領において標準的な事務処理期間が1週間と設定されているところであり、当該期間内に事務が完了されるよう迅速に処理することと徹底したい。
				農地転用は、富農条件や周辺の市街地化の状況など許可の可否を判断する基準が明確であり、転用申請に対して当該農地が許可基準に適合している場合は許可しなればならない。 農業を含む地域経済の活性化のためには、長期にわたる事前調整や協議を廃止し農地転用事務の迅速化を図り、地域の実情に応じた土地利用調整や許可事務が必要である。	○	本規定については、「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)において地区重複農協設立等に係る中央協議事項を廃止の方で見直すこととし、「日本再生加速プログラム」(平成24年11月30日閣議決定)において関連する法案が提出される機会をあらためて必要な法制上の措置を講ずることとしているものであり、廃止することとする			
農業協同組合法	第60条	第2項	地区が重複する農協の設立等に係る都道府県知事との関係市町村及び関係農業協同組合中央会への協議の廃止		○	本規定については、「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)において地区重複農協設立等に係る中央協議事項を廃止の方で見直すこととし、「日本再生加速プログラム」(平成24年11月30日閣議決定)において関連する法案が提出される機会をあらためて必要な法制上の措置を講ずることとしているものであり、廃止することとする			
農業振興地域の整備に関する法律	第15条の2	第3項	市町村長が農用地区域内の開発行為許可申請書を作成した場合における知事への意見添付の見直し		○	市町村長は、農用地区域において開発行為をしようとする者が許可の申請書を受付したときは、意見を付して、都道府県知事に送付しなければならぬとされている。 これについて、市町村長から都道府県知事への意見の送付をその判断により行えるよう、意見があるときに添付できることとする。			
農地法	第4条	第1項	【農地転用許可権限の移譲】 2ha以下の農地転用許可を市町村に移譲し、4ha超の農地転用許可を都道府県に移譲すべき。 【全国知事会】 農地転用許可権限を市に移譲した上で市の自治事務とするともに、これに係る国との協議を廃止して報告とし、都道府県農業会議への諮問の義務付けを廃止する。 【全国市長会】	農地転用においては、市農業委員会において農地転用許可申請を受理してから、国との協議や都道府県農業会議に対する諮問に多大な時間を要している。 また、市に主体性がないため、地域住民等が求めている総合的・一体的な土地利用を図ることができず、さらには市による主体的な農地行政等の推進が阻害されている状況となっている。 市に権限が移譲されれば、地域住民の参画の下での有効な農地利用や地域のニーズに応じたまちづくりが可能となるとともに、手続きの迅速化や二重審査・手続きの解消や、農業振興、農地行政の推進を含む総合的・一体的な土地利用が可能となる。	×	農地転用許可は、開発行為と一定の距離を置いて判断することが必要であり、現行どおり、都道府県知事許可とすることが適当である。 なお、平成21年の農地法改正法の附則第19条第4項において、同法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされている。 農林水産大臣許可の市への権限移譲については、別途回答。 <別途回答> 農地法第4条第1項、第5条第1項(農林水産大臣許可関係)については、国からの権限移譲については、義務付け・枠付けの見直しの対象外である。 農地は、すべての国民への食料の安定供給にとって不可欠な資源であり、農業生産が行われることで、国民のための多面的機能が発揮されているものであり、優良農地の確保は国の責務。 規模の大きな農地の転用許可については、農地がまともな失われるだけでなく、集団的な優良農地において、周辺農地の無秩序な開発を招くおそれがあるなど影響が大きく、農林水産大臣の国レベルの視点に立った判断を行うことが必要不可欠。 なお、平成21年の農地法改正法の附則第19条第4項において、同法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされている。	市においては、長から独立した執行機関である農業委員会があり、農業委員会が関与することで一定の客観性を担保することが可能である。 地域住民の参画の下での有効な農地利用や地域のニーズに応じたまちづくり、手続きの迅速化や二重審査・手続きの解消、さらには農業振興、農地行政の推進を含む総合的・一体的な土地利用の推進のため、4ha超の転用許可権限も含め、農地法改正法の附則の規定にかかわらず、検討いただきたい。	▲	農地は、農業生産の基盤として、国民への食料の供給や国土保全等の多面的機能の発揮といった重要な役割を果たしている貴重な資源であり、その確保が重要である。 平成21年の農地法改正において転用規制を厳格化し、改正法附則第19条第4項において、同法施行後5年を目途に、改正法の施行の状況等を勘案し、適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされているところである。 事務処理の迅速化を図るため、次について周知徹底したい。 ① 事業者が許可申請を行うに際し、申請書に添付する必要がある書類は、真に必要と認められるものに限るものとする ② 地方農政局等は、事前相談があった場合に、基準等の適用上の問題点等を迅速に指摘し、申請書等の提出が適切に行われるよう助言を行うこと ③ 農業委員会は、農業委員会の開催日及び当該開催日ごとの申請書の提出期限を明確にするとともに、農業委員会を弾力的に開催する等により審査の迅速化を図ること ④ 地方農政局等は、農地法関係事務処理要領の標準的な事務処理期間内に事務が完了されるよう迅速に処理すること なお、国からの権限移譲については、義務付け・枠付けの見直しの検討対象外。
		第5項		当該規定は、公共施設の設置をするための農地転用について、施設の周辺において無秩序な開発を誘発している事例等が見られたことから、平成21年の農地法改正により導入されたものであり、今後においても当該協議は必要である。 なお、平成21年の農地法改正法の附則第19条第4項において、同法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされている。	×	農地法改正法の附則の規定にかかわらず、検討いただきたい。	▲	農地は、農業生産の基盤として、国民への食料の供給や国土保全等の多面的機能の発揮といった重要な役割を果たしている貴重な資源であり、その確保が重要である。 平成21年の農地法改正において転用規制を厳格化し、改正法附則第19条第4項において、同法施行後5年を目途に、改正法の施行の状況等を勘案し、適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされているところである。 事務処理の迅速化を図るため、次について周知徹底したい。 ① 事業者が許可申請を行うに際し、申請書に添付する必要がある書類は、真に必要と認められるものに限るものとする ② 地方農政局等は、事前相談があった場合に、基準等の適用上の問題点等を迅速に指摘し、申請書等の提出が適切に行われるよう助言を行うこと ③ 農業委員会は、農業委員会の開催日及び当該開催日ごとの申請書の提出期限を明確にするとともに、農業委員会を弾力的に開催する等により審査の迅速化を図ること ④ 地方農政局等は、農地法関係事務処理要領の標準的な事務処理期間内に事務が完了されるよう迅速に処理すること なお、国からの権限移譲については、義務付け・枠付けの見直しの検討対象外。	
	第5条	第1項		農地転用許可は、開発行為と一定の距離を置いて判断することが必要であり、現行どおり、都道府県知事許可とすることが適当である。 なお、平成21年の農地法改正法の附則第19条第4項において、同法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされている。 農林水産大臣許可の市への権限移譲については、別途回答。 <別途回答> 農地法第4条第1項、第5条第1項(農林水産大臣許可関係)については、国からの権限移譲については、義務付け・枠付けの見直しの対象外である。 農地は、すべての国民への食料の安定供給にとって不可欠な資源であり、農業生産が行われることで、国民のための多面的機能が発揮されているものであり、優良農地の確保は国の責務。 規模の大きな農地の転用許可については、農地がまともな失われるだけでなく、集団的な優良農地において、周辺農地の無秩序な開発を招くおそれがあるなど影響が大きく、農林水産大臣の国レベルの視点に立った判断を行うことが必要不可欠。 なお、平成21年の農地法改正法の附則第19条第4項において、同法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされている。	×	市においては、長から独立した執行機関である農業委員会があり、農業委員会が関与することで一定の客観性を担保することが可能である。 地域住民の参画の下での有効な農地利用や地域のニーズに応じたまちづくり、手続きの迅速化や二重審査・手続きの解消、さらには農業振興、農地行政の推進を含む総合的・一体的な土地利用の推進のため、4ha超の転用許可権限も含め、農地法改正法の附則の規定にかかわらず、検討いただきたい。	▲	農地は、農業生産の基盤として、国民への食料の供給や国土保全等の多面的機能の発揮といった重要な役割を果たしている貴重な資源であり、その確保が重要である。 平成21年の農地法改正において転用規制を厳格化し、改正法附則第19条第4項において、同法施行後5年を目途に、改正法の施行の状況等を勘案し、適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされているところである。 事務処理の迅速化を図るため、次について周知徹底したい。 ① 事業者が許可申請を行うに際し、申請書に添付する必要がある書類は、真に必要と認められるものに限るものとする ② 地方農政局等は、事前相談があった場合に、基準等の適用上の問題点等を迅速に指摘し、申請書等の提出が適切に行われるよう助言を行うこと ③ 農業委員会は、農業委員会の開催日及び当該開催日ごとの申請書の提出期限を明確にするとともに、農業委員会を弾力的に開催する等により審査の迅速化を図ること ④ 地方農政局等は、農地法関係事務処理要領の標準的な事務処理期間内に事務が完了されるよう迅速に処理すること なお、国からの権限移譲については、義務付け・枠付けの見直しの検討対象外。	
		第4項		当該規定は、公共施設の設置をするための農地転用について、施設の周辺において無秩序な開発を誘発している事例等が見られたことから、平成21年の農地法改正により導入されたものであり、今後においても当該協議は必要である。 なお、平成21年の農地法改正法の附則第19条第4項において、同法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされている。	×	農地法改正法の附則の規定にかかわらず、検討いただきたい。	▲	農地は、農業生産の基盤として、国民への食料の供給や国土保全等の多面的機能の発揮といった重要な役割を果たしている貴重な資源であり、その確保が重要である。 平成21年の農地法改正において転用規制を厳格化し、改正法附則第19条第4項において、同法施行後5年を目途に、改正法の施行の状況等を勘案し、適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされているところである。 事務処理の迅速化を図るため、次について周知徹底したい。 ① 事業者が許可申請を行うに際し、申請書に添付する必要がある書類は、真に必要と認められるものに限るものとする ② 地方農政局等は、事前相談があった場合に、基準等の適用上の問題点等を迅速に指摘し、申請書等の提出が適切に行われるよう助言を行うこと ③ 農業委員会は、農業委員会の開催日及び当該開催日ごとの申請書の提出期限を明確にするとともに、農業委員会を弾力的に開催する等により審査の迅速化を図ること ④ 地方農政局等は、農地法関係事務処理要領の標準的な事務処理期間内に事務が完了されるよう迅速に処理すること なお、国からの権限移譲については、義務付け・枠付けの見直しの検討対象外。	
	第51条	第1項		違反転用に対する処分については、農地転用の許可者が行うことが適当である。		×	農地法第4条及び第5条と関連のある規定であるため、併せて見直すことが必要である。	▲	農地は、農業生産の基盤として、国民への食料の供給や国土保全等の多面的機能の発揮といった重要な役割を果たしている貴重な資源であり、その確保が重要である。 平成21年の農地法改正において転用規制を厳格化し、改正法附則第19条第4項において、同法施行後5年を目途に、改正法の施行の状況等を勘案し、適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされているところである。 事務処理の迅速化を図るため、次について周知徹底したい。 ① 事業者が許可申請を行うに際し、申請書に添付する必要がある書類は、真に必要と認められるものに限るものとする ② 地方農政局等は、事前相談があった場合に、基準等の適用上の問題点等を迅速に指摘し、申請書等の提出が適切に行われるよう助言を行うこと ③ 農業委員会は、農業委員会の開催日及び当該開催日ごとの申請書の提出期限を明確にするとともに、農業委員会を弾力的に開催する等により審査の迅速化を図ること ④ 地方農政局等は、農地法関係事務処理要領の標準的な事務処理期間内に事務が完了されるよう迅速に処理すること なお、国からの権限移譲については、義務付け・枠付けの見直しの検討対象外。

法律名	条	項	提案等の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	各府県からの回答		各府県からの回答に対する地方からの意見	地方からの意見を踏まえた各府県の再回答						
					回答(区分)	具体案、理由等		回答(区分)	具体案、理由等					
農業振興地域の整備に関する法律	第4条	第1項	○農業振興地域の指定・変更等権限の市への移譲、農用地利用計画に係る都道府県との同意・協議の廃止等 農業振興地域の指定・変更等に係る権限を市に移譲する。 【全国市長会】	全国一律の農業施策では、農業従事者の高齢化や経営規模、農用地周辺地域とのバランスなど、地域の実態に合った都市農業施策を迅速に実施することができない。 また、土地利用に係る総合的な権限が市にないため、地域独自の土地利用を行うことができず、地域振興の妨げとなっている。 さらに、雇用創出及び自主財源確保のための企業誘致等の支障となっている。 市による主体的・計画的な土地利用を行うようになれば、農業と工業のバランスある土地利用が促進されるとともに、生産性の高い農業と新成長産業の集積が実現できるほか、耕作放棄地となるリスクの低減、地域にあった土地利用の展開、違法転用の解消に資することができる。	×	国民への食料の安定供給を図るためには、優良農地を確保するとともに、国、都道府県及び市町村が一体となって、農業に関する公共投資等の農業施策を実施することが必要である。 このため、農振法においては、都道府県知事は、農用地等の確保に関する事項等について国が定める基本指針に基づき、基本方針を定めるとともに農業振興地域を指定し、市町村は、都道府県知事の基本方針に基づき整備計画を策定するとともに当該計画に従って農業振興施策を実施することとしている。 このように、国民への食料の安定供給の観点から、優良農地を確保し、その適切な管理を図るための仕組みとして、都道府県知事による基本方針の策定等は必要である。	食料の安定確保のためには、単に優良農地を量的に確保するのではなく、担い手農業者の確保や農村地域における生活環境や雇用の場の確保、高齢者のための福祉環境の整備など、多面的観点から地域の実態に合った農業施策が必要であり、これを迅速に実施することができるのは、基礎自治体である。 従って、都道府県知事による基本方針の策定を否定するものではないが、第6条の農業振興地域の指定は基礎自治体に任せざるべきである。 農業と工業のバランスある土地利用の促進、生産性の高い農業と新成長産業の集積の実現、耕作放棄地となるリスクの低減、違法転用の解消など地域にあった土地利用の展開のため、本案提案に沿った見直しを行っていただきたい。	×	農業振興地域は、国の基本指針を踏まえ、個々の市町村の区域にとどまらない都道府県レベルの観点から、当該都道府県内の農地、水、産地等の状況を考慮して、土地改良事業等の農業振興施策を実施していくべき具体的な地域を指定するものである。 また、農業振興地域の中で農用地区域が設定されることから、当該地域の指定は、基本方針における都道府県の農用地区域内農地の目標面積と密接不可分である。 このため、都道府県知事が、市町村と協議しつつ、広域的見地から一体として指定することが適当である。 農業振興地域の指定に当たって、検討段階から市町村の農業振興等に係る考え方を十分聴取し調整するよう、周知徹底したい。					
	第5条	第1項												
	第6条	第1項												
	第7条	第1項												
	第13条	第1項								×	別途回答 <別途回答> 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項について「地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的規制・管理を行うために計画を策定する場合」について存置が許容されており、義務付け・枠付けの見直しの対象外である。 農振法においては、国が確保すべき農用地等の面積の目標等を基本指針で定め、これに基づいて都道府県知事が基本方針を定めるものであり、「地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的規制・管理を行うために計画を策定する場合」にあたること。	農振法第4条等と関連のある規定であるため、併せて見直すことが必要である。	×	都道府県知事が基本方針を変更するに当たって、市町村の農業振興等に係る考え方を十分聴取し調整するよう、周知徹底したい。  〔なお、当該条項は、地方分権推進委員会第3次勧告において、「地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的規制・管理を行うために計画を策定する場合」について存置が許容されており、義務付け・枠付けの見直しの検討対象外。〕
	第13条	第3項								×	都道府県知事は、農振法第4条第2項第1号に基づき、農業振興地域整備基本方針に確保すべき農用地等の目標面積を定めており、農地の確保に支障が生じないよう、都道府県知事が基本方針の変更に伴う市町村の農用地利用計画の変更を行うべきこと等の指示を行えるようにしておくことが必要である。	農振法第4条等と関連のある規定であるため、併せて見直すことが必要である。	×	都道府県知事は、基本方針で農用地区域内農地の都道府県の目標面積を定めており、農地の確保に支障が生じないよう、都道府県知事が農用地利用計画の変更に必要な措置をとるべきことを指示できるようにしておくことが不可欠である。 指示に当たって、検討段階から市町村の農業振興等に係る考え方を十分聴取し調整するよう、周知徹底したい。
第13条の2	第3項	×	別途回答 <別途回答> 農業振興地域の整備に関する法律第13条の2第3項について「地方分権推進委員会第2次勧告において、「地方自治体が私有財産制度、法人制度等の私法秩序の根幹となる制度に関わる事務を処理する場合」について存置が許容されており、義務付け・枠付けの見直しの対象外である。 農振法の交換分合制度は、市町村の交換分合計画により私有財産である農用地等の権利の移転等を行うものであり、「地方自治体が私有財産制度、法人制度等の私法秩序の根幹となる制度に係る事務を処理する場合」にあたること。	農振法第4条等と関連のある規定であるため、併せて見直すことが必要である。	×	事務処理の迅速化の観点から、交換分合計画に係る知事の認可について、国が標準的な事務処理期間を定め周知徹底したい。  〔なお、当該条項は、地方分権推進委員会第2次勧告において、「地方自治体が私有財産制度、法人制度等の私法秩序の根幹となる制度に係る事務を処理する場合」について存置が許容されており、義務付け・枠付けの見直しの検討対象外。〕								

<凡例>

○…地方提案等に即し制度改正を行う事項

▲…一部制度改正や運用改善(大臣協議の標準処理期間の設定、解釈の明確化に資する通知の発出、地方提案の趣旨を実現できる他の制度・方法の周知等)を行う事項

×…見直しを行わない事項

義務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項等一覧

【経済産業省】

法律名	条	項	提案等の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	各府省からの回答		各府省からの回答に対する地方からの意見	地方からの意見を踏まえた各府省の再回答	
					回答(区分)	具体案、理由等		回答(区分)	具体案、理由等
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律	第5条	第1項	【基本計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止】 都道府県が定める基本計画に係る主務大臣の協議、同意を廃止すべき。 【全国知事会】	国との協議や意見の調整に6か月かかるなど時間を要し、迅速な企業立地の支障となっている。 地域の特性・強みを生かした企業立地を通じて地域産業の活性化を目指すという法の考え方によれば、都道府県と市町村等が協議して策定する「基本計画」に国の同意を義務付ける必要はない。	×	基本計画に係る主務大臣の協議・同意については、国が課税の特例、農地法等の処分に係る配慮等を行うに当たって、支援対象の取組を把握し、支援を行う妥当性等を判断するため、協議・同意を維持する必要がある。第3次勧告においても、同意を要する協議も許容する場合として、「法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合」が明示されているところである。	課税の特例の要件を明確化することによって、一件ごとの協議、同意を不要としても国の責務を果たせるのではないかと。 また、企業立地においては、事業を展開するスピードも要求されており、地域の実情に合わせた迅速な施策展開を図るため、提案に沿った見直しをされたい。	▲	基本計画に係る主務大臣の協議・同意については、国が課税の特例、農地法等の処分に係る配慮等を行うに当たって、支援対象の取組を把握し、支援を行う妥当性等を判断するため、協議・同意を維持する必要がある。 また、基本計画は、本法のみならず、農地法、自然公園法等土地利用や環境保全等に関する法令に反しないよう適切に策定されている必要があることから、その内容について主務大臣が確認を行うためにも、協議・同意を維持する必要がある。 なお、基本計画に係る主務大臣への協議については、当該協議の迅速化を図るため、提出書類の簡素化を行う。
採石法	第32条の4	第1項	【採石法の登録及び取消基準の条例委任】 現行法の登録及び取消基準は限定的であり、地域の実情に応じた法の目的を阻害する意見を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるようにすべき。 【全国知事会】	【事例】 A県では、暴力団対策を推進するため、暴力団排除条例を制定し、行政事務事業からの排除を進めている。 条例施行後、警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が、当該事業の登録を受けている事例が見られる。 暴力団は反社会的勢力の中心であり、暴力団員及びその密接な関係者を当該事業から排除したいが、法律に基排条件がなく、排除措置を実施することができない。 また、この法律により処罰を受け登録適格要件を欠く者が、他者名義(名義借り)で登録申請してきた場合、事実上違反者が採取行為の指揮命令を司る(司っている)ことが明確であっても登録の拒否及び取消しができない。 また、採取行為を行うために許可を得た関係法令(森林法、農地法、農地法、農地法)で処罰を受けた違反者に対し、登録の取消しを行うことができない。	▲	【前提条件】現行法の登録拒否事項に都道府県が定める条例(1暴力団排除関係、2他者名義使用禁止関係及び3関係法令違反者関係)を付加することが法制的に可能であることが法制局に確認できた場合。 【具体案】他の関係法令とともに一括改正を前提に、採石法第32条の4に定める登録の拒否事項に都道府県が定める暴力団排除等に関する条例を付加する方向で検討する。 【理由】採石法は岩石の採取に伴う災害防止等を目的としており、採石業者登録制度は未然に災害防止を図るための制度の一つであるため、現行法の登録拒否事項は全国統一的な事項として必要である。 一方、地域特有の事情も考慮し、提案要望どおり「必要な基準を条例で付加」する方向で検討したいが、登録拒否事項の一つに地方自治体が定める条例を加えることが法制的に可能か否か事前に法制局に確認する必要がある。	回答のとおり、地域の実情に応じて、当該法律の目的を達成するために登録に係る基準を付加することができるよう検討を進めていただきたい。	×	現行法の登録拒否事項及び取り消し事項に都道府県が定める条例を付加することは法制度上できないため。
		第1項	【事例】 A県では、暴力団対策を推進するため、行政事務からの排除を進めているが、本法では暴力団であることをもって許可等から排除することができない。 また、この法律により処罰を受け登録適格要件を欠く者が、他者名義(名義借り)で登録申請してきた場合、事実上違反者が採取行為の指揮命令を司る(司っている)ことが明確であっても登録の拒否及び取消しができない。 また、採取行為を行うために許可を得た関係法令(森林法、農地法、農地法、農地法)で処罰を受けた違反者に対し、登録の取消しを行うことができない。	▲	【前提条件】現行法の登録拒否事項に都道府県が定める条例(1暴力団排除関係、2他者名義使用禁止関係及び3関係法令違反者関係)を付加することが法制的に可能であることが法制局に確認できた場合。 【具体案】他の関係法令とともに一括改正を前提に、採石法第32条の10に定める登録の取消事項に都道府県が定める暴力団排除等に関する条例を付加する方向で検討する。 【理由】採石法は岩石の採取に伴う災害防止等を目的としており、採石業者登録制度は未然に災害防止を図るための制度の一つであるため、現行法の登録拒否事項は全国統一的な事項として必要である。 一方、地域特有の事情も考慮し、提案要望どおり「必要な基準を条例で付加」する方向で検討したいが、登録取消事項の一つに地方自治体が定める条例を加えることが法制的に可能か否か事前に法制局に確認する必要がある。	回答のとおり、地域の実情に応じて、当該法律の目的を達成するために登録の取消に係る基準を付加することができるよう検討を進めていただきたい。	×	現行法の登録拒否事項及び取り消し事項に都道府県が定める条例を付加することは法制度上できないため。	
砂利採取法	第6条	第1項	【砂利採取法の登録に関する欠格事由の条例委任等】 砂利採取法の登録に関する欠格事由が限定列挙されていることから、必要な基準を条例で付加できるようにするなど地方の取組を高めるべき。 【全国知事会】	A県では、暴力団対策を推進するため、行政事務からの排除を進めているが、本法では暴力団であることをもって許可等から排除することができない。 また、この法律により処罰を受け登録適格要件を欠く者が、他者名義(名義借り)で登録申請してきた場合、事実上違反者が採取行為の指揮命令を司る(司っている)ことが明確であっても登録の拒否及び取消しができない。 また、採取行為を行うために許可を得た関係法令(森林法、農地法、農地法、農地法)で処罰を受けた違反者に対し、登録の取消しを行うことができない。	▲	【前提条件】多くの地方自治体において暴力団排除等(他者名義の使用禁止関係、関係法令違反者の取り消し等含む)を条例で定め、砂利採取法の登録拒否事項にその追加を求める強い要望があるかどうか、また、これらを条例制定によって排除することが現行法制度上、可能なかどうか確認できた場合。 【具体案】他の関係法令とともに一括改正を前提に、砂利採取法第6条に定める登録の拒否事項に都道府県が定める暴力団排除等に関する条例を付加する方向で検討する。 【理由】砂利採取法は砂利の採取に伴う災害防止等を目的としており、砂利採取業者登録制度は未然に災害防止を図るための制度の一つであるため、現行法の登録拒否事項は全国統一的な事項として必要である。 一方、地域特有の事情も考慮し、提案要望どおり「必要な基準を条例で付加」する方向で検討したいが、登録拒否事項の一つに地方自治体が定める条例を加えることが法制的に可能か否か内閣法制局見解を確認する必要があるため。	回答のとおり、地域の実情に応じて、当該法律の目的を達成するために登録に係る基準を付加することができるよう検討を進めていただきたい。	×	現行法の登録拒否事項及び取り消し事項に都道府県が定める条例を付加することは法制度上できないため。

＜凡例＞

○…地方提案等に即し制度改正を行う事項

▲…一部制度改正や運用改善（大臣協議の標準処理期間の設定、解釈の明確化に資する通知の发出、地方提案の趣旨を実現できる他の制度・方法の周知等）を行う事項

※…見直しを行わない事項

### 職務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項等一覧

#### 【国土交通省】

法律名	条 項	提案等の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	回答 (区分)	各省府からの回答	各省府からの回答に対する地方からの意見	地方からの意見を踏まえて各省府の再回答	
					回答 (区分)	各省府からの回答	回答 (区分)	具体案、理由等
公営水面埋立法	第27条 第3項	「埋立地の権利移転等における都道府県知事の許可に係る国土交通大臣の協議の廃止」 港湾管理者は、背後の都市計画との整合性等地域の実情に応じた有効な活用を行うこと。また、埋立地の有効かつ適切な利活用の促進の観点から、用地の売却・貸付(用途変更)についても迅速に対応する必要がある。海域管理(公有水面埋立)に関する国土交通大臣の協議は廃止し、許可に係る制限期間についても短縮、撤廃すべき。 【全知知事会】	都道府県有の埋立地の売却・承貸付が残存中、用地の売却・貸付において、国土交通大臣との協議は数か月を要するなど時間がかかっており、協議が終わるまはは退出企業との契約は停止条件付きとなるため、企業ニーズに迅速に対応することが難しく、埋立地の利活用の観点から大きな支障となっている。 大規模な公営水面埋立は、埋立の整備期間が長く、竣功認可(供用開始)までに社会・経済状況が変化し、当初の目的に応じた活用ができない可能性がある。 公有水面埋立の竣功認可後10年間は、大臣の協議を完了しない用途変更ができないが、大臣協議には詳細な資料と説明を求められ、数か月を要するなど時間がかかっており、迅速に用途変更ができないことで、有効に活用できていない埋立地が発生している。	×	公営水面の埋立は、国民共有の資産である貴重な公営水面を埋立て、特定の者に土地の造成を認め所有権を与えるものであり、埋立造成後も、免状および土地利用・処分が自由な担保を必要としている。埋立造成後の活用については、国土交通大臣の協議の対象となるもの位置付け(第1条)、より慎重な取扱いを要する一定の埋立免許については国の認可にかからしめており、竣功認可後においても当該埋立に係る土地利用・処分を担保するため、第27条及び第29条に基づく協議を受けて、国が確認を行っている。また、当該制度は、「審査が厳格に行われるよう、適切な指導を行うこととする国会の指摘(附帯決議)」等に応える上で不可欠な手続である。 また、埋立地の処分・用途変更の制限期間を10年としているのは、利権化及び開防防止の観点から許可からかからしめることが必要と考えられること。新たな土地利用が定着する際には一定の期間を要することを前提に、取引の安全を害さず、かつ、土地の利用形態が熟すまでの期間として民法等の地法上の規定も参考に規定しているものがある。	法制度の趣旨は理解しているが、国土交通大臣協議のため、左記に記載しているような埋立地の迅速な利活用が妨げられるといった支障が現場では発生しており、提案に沿った見直しをされた。また、「適切な指導」は、必要に際し、地方自治法に基づき指導を行うことでき、事前協議を義務付けても対応が可能な見直しではないから、引き続き必要の国会の責務は果たさる。	港湾区域内の埋立地に係る権利移転等の許可に関する港湾管理者の国土交通大臣への協議(公有水面埋立法27条3項、29条3項)については、当該協議の迅速化を図るため、事前調整を含めた標準的な処理期間を設定するとともに、処分に係る公算開始前の包括事前協議ができることを明確化する等の協議に関するガイドラインを作成する。	
	第29条 第3項	「埋立地の権利移転等における都道府県知事の許可に係る国土交通大臣の協議の廃止」 港湾管理者は、背後の都市計画との整合性等地域の実情に応じた有効な活用を行うこと。また、埋立地の有効かつ適切な利活用の促進の観点から、用地の売却・貸付(用途変更)についても迅速に対応する必要がある。海域管理(公有水面埋立)に関する国土交通大臣の協議は廃止し、許可に係る制限期間についても短縮、撤廃すべき。 【全知知事会】	国土交通大臣への協議をはじめとした土地利用の変更手続きの時間を要したため、企業ニーズに迅速に対応できず、最終的に立地希望の企業が退出を断念したケースが発生するなど、埋立地の利活用の観点から大きな支障となっている。	×	本条項は、港湾管理者が、遊休地の有効活用を図るために一定の要件を満たす埋立地について、用途変更等の制限期間を竣功認可後5年に短縮する特例であるが、埋立免許の際に国土交通大臣の認可の対象となった埋立地については、特段の事由がない限り10年間は用途変更等がないことを前提に国土交通大臣が認可の判断を行っているため、その期間を短縮することとは場合によっては国土交通大臣に協議を求めているものであり、公有水面埋立法第27条及び第29条を併せて引き続き存置することが必要である。	法制度の趣旨は理解しているが、国土交通大臣協議のため、左記に記載しているような埋立地の迅速な利活用が妨げられるといった支障が現場では発生しており、提案に沿った見直しをされた。	港湾区域内の埋立地に係る権利移転等の制限期間(公有水面埋立法27条1項、29条1項)を短縮する特例措置に係る告示に関する港湾管理者の国土交通大臣への協議(港湾法58条3項)については、当該協議の迅速化を図るため、事前調整を含めた標準的な処理期間を設定するとともに、協議に関するガイドラインを作成する。	
港湾法	第58条 第3項	「埋立地の権利移転等における都道府県知事の許可に係る国土交通大臣の協議の廃止」 港湾管理者は、背後の都市計画との整合性等地域の実情に応じた有効な活用を行うこと。また、埋立地の有効かつ適切な利活用の促進の観点から、用地の売却・貸付(用途変更)についても迅速に対応する必要がある。海域管理(公有水面埋立)に関する国土交通大臣の協議は廃止し、許可に係る制限期間についても短縮、撤廃すべき。 【全知知事会】	国土交通大臣への協議をはじめとした土地利用の変更手続きの時間を要したため、企業ニーズに迅速に対応できず、最終的に立地希望の企業が退出を断念したケースが発生するなど、埋立地の利活用の観点から大きな支障となっている。	×	本条項は、港湾管理者が、遊休地の有効活用を図るために一定の要件を満たす埋立地について、用途変更等の制限期間を竣功認可後5年に短縮する特例であるが、埋立免許の際に国土交通大臣の認可の対象となった埋立地については、特段の事由がない限り10年間は用途変更等がないことを前提に国土交通大臣が認可の判断を行っているため、その期間を短縮することとは場合によっては国土交通大臣に協議を求めているものであり、公有水面埋立法第27条及び第29条を併せて引き続き存置することが必要である。	法制度の趣旨は理解しているが、国土交通大臣協議のため、左記に記載しているような埋立地の迅速な利活用が妨げられるといった支障が現場では発生しており、提案に沿った見直しをされた。	港湾区域内の埋立地に係る権利移転等の制限期間(公有水面埋立法27条1項、29条1項)を短縮する特例措置に係る告示に関する港湾管理者の国土交通大臣への協議(港湾法58条3項)については、当該協議の迅速化を図るため、事前調整を含めた標準的な処理期間を設定するとともに、協議に関するガイドラインを作成する。	
港湾法	第2条 第6項	「港湾施設に係る国土交通大臣の認定の廃止」 港湾区域及び臨港地区を外れて整備される港湾施設については、国において、港湾計画認定時又は補助採択時に建設が了承されているため、これに加えての国土交通大臣の施設認定は廃止すべき。 【全知知事会】	国土交通大臣による港湾施設の認定は、港湾管理者にとって円滑な港湾事業等の執行に資する時期に可能とされた(港湾局総務課長通知)にもかかわらず、実際には、年度開始前に事前報告を行っておかなければ、原則、申請を行うことができない状況となっている。また、審査に当たっては、詳細かつ多量な資料要求が多々あることから、港湾事業事業者に年次から年次定例にも及ぶ長期の時間と労力を要する状況となっており、円滑な港湾事業の遂行の観点から大きな支障となっている。	×	「職務付け・枠付けの更なる見直しについて(平成23年11月29日閣議決定)」において、「港湾施設としての認定に係る港湾管理者の国土交通大臣への申請(2条6項)については、港湾局総務課長通知に基づき申請を行うことと併せて(平成23年12月22日 閣議総決519号)を発生し、「港湾法第2条第6項の規定に基づく申請は、港湾区域の変更又は臨港地区の指定を行うことを原則」としつつ、各港湾管理者等にとって円滑な港湾事業等の執行の時期に行うことが可能であることと併せて通知したところ。施設認定に係る手続について、上記の平成23年12月22日の通知等により運用の改善を図ってきたことであり、引き続き、港湾管理者の円滑な事業執行に資するよう努めて参りたい。 なお、港湾施設認定は、臨港地区の指定が技術的に困難であるもの(例えば臨港道路など、臨港地区として面的管理にそぐわない施設)や、早急に港湾施設として位置付ける必要があるもの、臨港地区指定にあたって時間を要するもの等について、臨港地区の指定を補完する制度として設けられているものである。	回答では、平成23年12月22日の通知等により運用の改善を図ってきたことであるが、この通知後に実施された港湾施設への位置付けのフォローアップ調査では、「H24年度に施設認定を要するもの」と懸念する調査票において、「原則として、記入されていない事業に係る施設認定の処理はH24年度中は行わないものとする」との記載があり、結果として地方の自由度を担保する状況となっている。臨港地区指定を補完するとして法制度の趣旨は理解しているが、左記に記載しているように、事務処理に長期の時間と労力を要することから、現場では円滑な港湾事業の執行に当たったときの大きな支障となっており、提案に沿った見直しをされた。	港湾区域及び臨港地区以外の施設を港湾施設とする国土交通大臣の認定(2条6項)については、当該施設の迅速化を図るため、事前調整を含めた標準的な処理期間を設定する。	
港湾法	第44条 第2項	「水域施設等の利用に対する料金の徴収の廃止(見直し)」 放置艇対策のより一層の推進のため、利用料の徴収が認められていない船だまりなどの水域施設、護岸、防波堤などの外郭施設の利用について、徴収を認めるべき。 【全知知事会】	放置艇対策推進のため、暫定係留施設の設置場所として、水域、外郭施設を活用し係留施設における利用料金の設定が認められているにもかかわらず(港湾局総務課長通知)、港湾法の規定により水域、外郭施設は利用を徴収できない。 このため、港湾管理者は、それらを活用しての暫定係留施設の設置をしづらい状況となっており、放置艇対策のより一層の推進と港湾施設の管理運営の円滑化の観点からも、利用料を徴収できるようにすべきである。	×	現行制度において、水域施設(泊地を除く)、外郭施設についても、それらを活用し暫定係留施設として位置付けることにより、係留施設としての利用料金を徴収することが認められており、ご要望に対応しているものと考えられる。	回答では、外郭施設等を暫定係留施設と位置づけることで利用料金を徴収できるため対応可能であるが、この場合は関係項で規定された施設での徴収は当然で、別の施設名での徴収となる。実際は法律で認められていない施設等を活用し利用料金の徴収にも関わらず、これを地方の条例規定の運用等で対応することは、行政事務の適正な執行の観点から問題があると考えられ、法律自体の見直しを検討された。	水域施設(泊地を除く。)又は外郭施設の利用に対する料金徴収の禁止に係る規定(44条2項)については、これらの施設を暫定係留施設としての利用に供する場合に当該利用に対する料金徴収を禁ずるものではないことを各港湾管理者に通知する。	
港湾法	第44条 第4項	「港湾管理者の料率変更に対する国土交通大臣の変更要求の廃止」 港湾管理者の料率の変更における国土交通大臣の要求を廃止する。 【全知市長会】	港湾管理者は、港湾法第44条第4項の国土交通大臣の要求があったときは、遅滞なく、料率について、必要変更を行わなければならないとされているが、港湾施設の料金設定は、市議会の議決を経て、条例に定められたものである。大臣要求が廃止されれば、各港の特性に合った料金設定が可能となる。 【全知市長会】 入港料に関する職務付けについては、過去の見直しの経緯を踏まえつつも、地方自治体が、住民の代表である議会の議決を経た上で決定した港湾施設の料率について、国土交通大臣の変更要求後、遅滞なく変更しなければならない規定は、強硬過ぎるものではないか。 【議決内容】 1 法律上の規定では、料率変更の30日前に公表することになっているが、(？)実際は条例案を提出する議会の数ヶ月前に、料率変更に係るパブリックコメントにより市民や利害関係者から意見を聴き、必要に応じて調整を行うこと。また、(？)議会において十分な審議を経て議決をされていること。また、市民意見を十分に反映させるとともに、利用者の不利益につながらないや適切な理由を抑制する手続を踏んでいること。 2 料率の変更が不当・違法かどうかの判断や、当該変更が直ちに救済すべき権利侵害又は受忍限度を超えた不利益にもつながらない不適切な値上げとなっているかなどなどの判断については、司法審査もでき、審議会のみの決定を以て遅滞なく変更することとまで求めるのは、地方自治体の議決尊重というものであり、制度として「らすを」でなくはどうか。 3 地方が地域のその自己責任において意思決定を行うという地域主権の趣旨からも、この仕組みは改善すべきものと考えられる。 ※国土交通大臣の関与によって生じた具体的な支障事例はなし	×	港湾施設等の料率の料率については、港湾管理者が条例により設定しているところであるが、港湾は当該港湾の存する地域以外への利用も考えられ、広(便)益を及ぼすものである。本条項は、変更要求を限定(利害関係人のみ)の料率の施行の日までとしたうえで、国土交通大臣が全国的見地、第三者の立場から、慎重かつ早期の改善・安定化を図るため、事前に関係者意見を調整した結果が、制度上迅速に反映されるよう担保するものである。本条項が廃止された場合、全国的見地、第三者の立場から国土交通大臣が調整した結果が制度上迅速に反映されることを担保できず、関係者利益が適切に保護されないおそれがある。また、国土交通大臣が料率の変更要求を行うことは、利害関係人の請求を受けて、運輸審議会を開催する公聴会において、港湾管理者にその料率が不当でない、且つ、この法律に違反しないものであることを述べた十分な機会を与えた後、当該請求に理由があると認められたときのみである(関係第4項)以上より、国土交通大臣の一定の関与が必要であり、本条項は存置する必要がある。	①法律上の規定では、料率変更の30日前に公表することになっているが、(？)実際は条例案を提出する議会の数ヶ月前に、料率変更に係るパブリックコメントにより市民や利害関係者から意見を聴き、必要に応じて調整を行うこと。また、(？)議会において十分な審議を経て議決をされていること。また、市民意見を十分に反映させるとともに、利用者の不利益につながらないや適切な理由を抑制する手続を踏んでいること。 ②料率の変更が不当・違法かどうかの判断や、当該変更が直ちに救済すべき権利侵害又は受忍限度を超えた不利益にもつながらない不適切な値上げとなっているかなどなどの判断については、司法審査もでき、審議会のみの決定を以て遅滞なく変更することとまで求めるのは、地方自治体の議決を尊重しないものであり、制度として「らすを」でなくはどうか。 ③地方が地域のその自己責任において意思決定を行うという地域主権の趣旨からも、この仕組みは改善すべきものと考えられる。	回答は前回のとおりであるが、念のため次のおり付する。 条例制定の際にはパブリックコメント等の意見徴収手続は法令上義務付けられておらず、実際、行われていない例もあるうえ、港湾は当該港湾の存する地域以外への利用も多いため、当該港湾の存する地域の議会における審議では、これらの意見が十分に反映されないおそれがある。 また、国土交通大臣が港湾管理者に対し、理由を示して料率の変更を要求するのは、利害関係人の請求を受けて、運輸審議会(国会の同意により任命を受けた委員から構成される第三者機関)が自ら開催する公聴会において、港湾管理者に意見を述べた十分な機会を考えた後に、変更請求に理由があると認められる場合のみである。 実際、本制度に基づいて変更要求が行われた事例もあり、料率を適正に保つ上で実質的な役割を果たしていることから、本制度の廃止は不適当である。	
都市計画法	第6条 第1項	「地域の実情に応じた基礎調査の実施」 都道府県はおおむね5年ごとに都市計画に関する詳細な基礎調査を行うこととされているが、そもそも地域が主体的なまらづくりを進めるに当たって必要となる調査は、地域の実情に応じて実施されるべきである。 このため、準都市計画区域に係る基礎調査のより、「必要があるとき」に実施する旨の規定に改めらるべき。 【全知市長会】	全ての都市計画区域において、おおむね5年に1回の人口や建築物の立地状況等の調査が行われている。 例えば、A県では、5年をかけた全都市計画区域の調査を行っており、毎年20,000千円程度の調査費を要している。しかし、事業が展開されていない区域や土地利用や基礎整備の状況等に大きな変化が無い区域では調査結果を活用することが少ないことから、地域の実情に合わせ、必要に応じた調査区域の選択及び実施が可能となるよう、基礎調査の実施方法を見直す必要がある。	×	人口減少・少子高齢化が進み、中心市街地の衰退や空地、空き家の増加などの都市課題に直面している状況においては、事業実施のみならず、土地利用の観点から都市計画区域の不断の見直しを行うことが重要である。その前提として、基礎調査によって都市の現状及び将来の見通しを的確に把握することが必須である。当該基礎調査に係る経費については、地方交付税の算定において積算限度とされてもいるところ。このため、引き続き、少なくともおおむね5年ごとの基礎調査を行うことが必要である。	都道府県の都市計画の基礎調査(6条1項)については、地域の実情に沿った効果的な調査が実施できるよう、人口、土地利用、交通等に関する調査内容の要素化に向けた都市計画基礎調査実施要領(昭62建設省都市局都市計画課)の見直しを行う。		
都市計画法	第7条 第1項	「特定法令による区域区分の義務付けの廃止」 区域区分は、地域が計画的な市街化を促進するため必要がある時に定めることとされているが、近畿圏整備法等一部の法令で義務付けられていることから、地域の実情に応じた適切な区域区分の設定の妨げとなっており、廃止すべき。 【全知知事会】	旧案のある都市計画区域は、その一部が過疎法による過疎地域の指定を受け、一方、近畿圏整備法等の近畿圏整備区域に指定されている。旧案では同地域における区域区分の廃止は是非を検討しているが、地域においては、その必要性を要しない。近畿圏整備法の規定により区域区分が義務付けられていることから、その要否については地域の自主的な決定ができない状況となっている。	×	近畿圏整備法等の既成都市区域及び近畿圏整備区域(近畿圏整備法第2条)等は、我が国の政治・経済・文化等の中心として人口及び産業が集中しており、その都市計画区域は、他の都市計画区域と比べてより多くの公共投資の対象となる。現在の財政状況においてもメリハリのある公共投資を確保する観点から、今後も継続し併せて公共投資の効率化を図る必要性はない。 また、その区域は、無秩序な市街化を防止する必要性のある区域として位置づけられているためであることから、このような区域を含む都市計画区域においては、今後も継続し併せて都市計画区域の無秩序な市街化を防止する必要性はない。 このため、指定都市の区域区分決定に係る義務付け規定を「できる」規定とするのは困難である。	「国の都市計画運用指針(以下「運用指針」と言う)Ⅲ-3「(区域区分の廃止)では、「人口や産業活動の激しい拡大が予測されず、市街地内に相対的低密度利用が存する機会などでは、区域区分の必要性が薄いと考えられるが、…(略)…区域区分を必要とする状況がなくなったと判断される場合には、速やかにこれを廃止すべきである。」とされている。一方、昨今の少子・高齢化の進展をはじめとする社会経済情勢の変動により、区域区分が決定された地域であっても、人口減少が進み、運用指針の「区域区分の必要性が薄い場合に該当するような地域も増えている。しかし、近畿圏整備法等一部の法令で規定された区域では、個項により、こうした状況であっても、地域の判断で区域区分を廃止できないといった支障が現場では発生しており、提案に沿った見直しをされた。 また、都市計画法制度上、他法令に基づいて区域区分決定の義務付けがどうしても必要ということがある。区域区分の必要性が薄いと判断された地域において、運用指針に基づき速やかに区域区分を廃止できよう、他法令に基づく地域指定解除を地域の実情に応じ迅速に実施できるようにすべきである。	指定都市の区域区分の義務付け(7条1項)については、都市機能上重要な市街地を含まない都市計画区域における区域区分の義務付けの在り方を見直す。	
都市計画法	第18条 第3項	「指定区域間外道の都市計画決定に係る国土交通大臣の協議、同意の廃止」 地域における主体的なまらづくりを行うため、国土交通大臣の同意が必要となるもの利益に重大な関係がある都市計画のうち、都道府県が管理する指定区域間外道は対象とし、報告等とすべき。 【全知知事会】	都道府県が管理する指定区域間外道の都市計画決定については、地方整備局との事前協議を含め、協議、同意の間に1か月以上の時間を要しており、都道府県が実施する関係道路事業の円滑な推進の支障となっている。	×	指定区域間の国道を含む一般国道は、全国的幹線道路網を構成し、政令でその路線が指定されており、また、原則、国土交通大臣が新設又は改築を行うとされる。同意の間に1か月以上の時間を要しているため、国土交通大臣の協議を廃止することは困難である。 なお、本規定については、地方分権改革推進委員会第3次報告(平成21年10月7日)において、存置を容許することの結論が得られている。	法制度の趣旨は理解しているが、左記に記載しているような、協議・同意に時間を要することで地域における道路事業の円滑な推進が妨げられるといった支障事例が現場では発生しており、提案に沿った見直しをされた。	都道府県が国の利益に重大な関係がある政令で定める都市計画を定めようとするときの国土交通大臣への同意を要する協議(18条3項)については、当該手続の迅速化を図るため、事前調整を含めた標準的な処理期間を設定する。	
都市計画法	第87条 第2項	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「都市計画決定」に関する国・都道府県との同意、協議を廃止する。 【全知市長会】	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「都市計画決定」に関して国・都道府県との同意、協議が必要となり、総合的・一体的なまちづくりに向けて、市で完結することができない。 決定権限の移譲、国の関与を廃止することにより、地域の実情や特徴を活かした魅力あるまちづくりのための柔軟で創意工夫に富んだ積極的な取り組みが一層推進できるようになるとともに、迅速かつ効果的な事業の遂行や、市民・事業者に対してわかりやすい都市計画とすることができる。	×	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は都市計画法施行令第12条第1項第2号から第5号までに掲げる国との調整を図ることが求められる都市計画決定の前提となるものである。国の同意に重大な関係がある都市計画である。そのため、国の利害との調整を図る観点から、国土交通大臣の協議、同意を廃止することは困難である。	本会の提案は、都市計画決定案の作成に当たっては、関係省庁との十分事前協議しながら作成し、都市計画決定を行ったことである。このため、都市計画決定は国土交通大臣の協議のみで足りたため同意の廃止を提案するものである。	▲	
都市計画法	第23条 第1項	「都道府県の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定等に係る農林水産大臣の協議の廃止」 地域における主体的なまらづくりを行うため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定等に係る農林水産大臣の協議を廃止すべき。 【全知知事会】	農林水産大臣協議については、法定協議以前に任意の事前協議、事前調整、さらには事前相談といった仕組みが存在している。また、各協議段階で多量の資料を要求されるため、その事務処理に半年から2年近くにも及ぶ長期の時間と労力を要しており、地域における主体的なまらづくりを行うに当たったときの大きな支障となっている。	×	法第23条第1項に基づく農林水産大臣との協議が顕著な市街化区域内においては農地転用が留出のみで可能となる(農地法第4条第1項)等都市計画の土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な仕組みが確保されてきたこと。 仮に当該協議を廃止した場合に、市街化区域においても留出のみでは農地転用が不可能となる農地が発生し、都市計画と農林漁業が健全に調和した一体的な仕組みが確保できない。加えて、農地転用においても、農地転用申請書の提出等が並行して行われていることと認識しており、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分に関する都市計画の決定に係る農林水産大臣への協議の義務付けの見直しは困難である。 なお、本規定については、地方分権改革推進委員会第3次報告(平成21年10月7日)において、存置を容許することの結論が得られている。	都市計画の決定は地方公共団体の自治事務であり、都市計画の運用を含め地方公共団体の責任により対応すべき事務と考える。 法制度の趣旨は理解しているが、左記に記載しているように、事務処理に長期の時間と労力を要することから、現場では主体的なまらづくりを進めるに当たったときの大きな支障となっており、提案に沿った見直しをされた。 また第3次報告についても、農業振興地域と市街化区域が重複する場合等に限り存置許容されているものであり、それ以外の場合には農地確保との関係で大臣協議はそもそも必要ないと考える。	都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な仕組みを確保する観点から、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定等に係る農林水産大臣の協議を廃止することについては、農地制度のあり方をめぐる議論が必要である。	

法律名	条 項	提案等の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	各府県からの回答		各府県からの回答に対する地方からの意見	地方からの意見を踏まえて各府県の再回答	
				回答(区分)	具体案、理由等		回答(区分)	具体案、理由等
都市計画法	第19条 第1項	〇生産緑地地区の都市計画変更における都市計画審議会の付議の廃止 生産緑地地区の都市計画変更における都市計画審議会の議を不要とし、報告事項とする。 【全国市長会】	生産緑地地区の都市計画変更を行う際、都市計画審議会の議を経てはならない。しかし、生産緑地地区における行為の制限は生産緑地法第14条に基づき土地の権利者からの買取申出から3ヶ月後に解除されることとなる。 そのため、都市計画審議会を審議する時点で、すでに生産緑地における行為の制限(解除)は行われており、事実上、追認の形となっている。 生産緑地地区の都市計画変更における都市計画審議会の議を不要とし、報告とすることにより、都市計画審議会における審議の効率化、適正化が図られる。	×	都市計画が決定・変更されることにより、国民の所有する土地の利用に對して建築許可等の規制(財産権の制限)が行われることから、制限の内容や決定、許可等を行う際の公正な基準や手続きを法律で定める必要がある。したがって、生産緑地地区の都市計画変更を行う際の都市計画審議会への付議は、国民の所有する土地の利用に對する規制を課す前提としての手続きとして不可欠であるため、義務付けの見直しは困難である。	▲	市町村の生産緑地地区における行為の制限の解除がなされた場合の都市計画の変更(2条2項)については、条例により、市町村都市計画審議会の関係に属するものうち最も高きものを処理する旨を規定した上で、当該委員会の設置審議を経ることにより決定することと足りることを各地方公共団体に通知する。	
	第21条 第2項		×					
国土利用計画法	第7条 第3項	【都道府県国土利用計画に係る議会の議決の見直し】 都道府県国土利用計画の制定に当たっての法による議会の議決を不要とすべき。 【全国知事会】	法律で計画の制定時に都道府県議会の議決を義務付けている計画が少ないことや、当該計画は策定自体が任意であることなどを踏まえ、策定手続として議会の議決を法により義務付けることを不要とすべきである。 既に半数程度の都道府県では、条例により都道府県が作成する計画を議会の議決事項とする条例を策定しており、こうした都道府県が作成する計画については、法律による義務付けを廃止しても、議会の判断により議会の審議・議決事項とすることは可能である。	×	本条項の規定は、義務付けされていない国土利用計画を定める必要があると都道府県が判断した場合に、団体の意思として計画を策定することを定めたものであるため。	○	都道府県計画を定める場合における当該都道府県議会の議決に係る規定(7条3項)は、廃止する。	
国土利用計画法	第9条 第10項	【土地利用基本計画に係る国土交通大臣の協議の廃止】 土地利用基本計画の策定・変更に関する国土交通大臣への協議については、「大臣同意」がなくなったものの、事前調整を怠り、手続は従前と同様である。このため、計画策定・変更の迅速化に支障をきたしている。また、地域における実情に応じた柔軟な計画内容への留意も必要とされている。 【全国知事会】	【事例1】 土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議については、「大臣同意」がなくなったものの、事前調整を怠り、手続は従前と同様である。このため、計画策定・変更の迅速化に支障をきたしている。また、地域における実情に応じた柔軟な計画内容への留意も必要とされている。 【事例2】 土地利用基本計画の策定・変更に関しては、昨年度の法改正で従来必要とされた国土交通大臣への協議、同意のうち、同意が廃止されたものの、協議が継続しており、手続においては何ら変化もなく、従来どおりの調整等に時間を要している。 【事例3】 国土交通省との事前協議が例年12月から約1か月、本協議が例年2月初旬から約1か月と時間を要している。 そもそも、土地利用基本計画は、都道府県のみならず策定義務が課せられていることから、「協議」「報告」に変更するとともに、必要に応じて助言を得ることができると等とすることが望ましい。 【経過】 平成23年11月 本省事前協議開始 平成23年12月 事前協議追加依頼 平成24年1月 本省事前協議了 平成24年2月 大臣協議開始 平成24年3月 大臣協議了	×	本条項は、昨年成立した、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により改正されたもの。 これにより、「同一」の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国との調整が不可欠である必要がある。私人の権利・義務に關するもの等の場合には、同意を要しない協議とすることの結論が得られている。 ご提案の趣旨を踏まえ、引き続き、実質的な協議手続の簡素化を図っていきたい。	▲	都道府県の土地利用基本計画の策定に係る国土交通大臣への協議(9条10項)については、当該協議の迅速化を図るため、事前調整を含めた標準的な処理期間を設定するとともに、提出書類の簡素化を行う。	
国土利用計画法	第39条 第4項	【土地利用審査委員の任命に係る議会の議決の見直し】 土地利用審査委員の任命に当たっての議会の同意を不要とすべき。 【全国知事会】	国土利用審査委員の任命に係る議会の同意は、均等に失われている。	×	国土利用計画法に基づく土地取引規制制度等は、国民の権利義務や利害に密接に関わるものであり、その施行に当たっては、適正な行政手続を保障し、審査の中立・公正・専門性を確保する必要が高いため、土地に関する事項について優れた知識と経験を有し、公共の福祉に關し公正な判断をすることができる者から構成される土地利用審査委員の設置を都道府県に義務付け、制度の中立性・公正性を担保している。 土地利用審査委員は、規制区域(※1)の指定等についての確認や規制区域における土地取引等の許可申請に対する不許可処分について不服申立てがあった場合の裁決、監視区域の指定や監視区域内(※2)の勧告への意見提出など、開発審査委員とは異なり、私人の土地取引を規制する権限を有しており、国民の財産権の制約に關して極めて大きな影響力を持つことから、その委員の任命等に際しては都道府県の議会の同意が必要とされているものである。 したがって、制度の制約に大きな影響力を有する土地利用審査委員の任命に当たっての議会同意をなくすることは、国民や議会の理解を得られないものと考えられ、ご提案を受け入れることは困難である。	×	前回の回答のとおり、土地利用審査委員は、開発審査委員と異なり、私人の土地取引を規制する権限を有しており、国民の財産権の制約に關して極めて大きな影響力を持つことから、その委員の任命等にしては都道府県の議会の同意が必要とされているものである。 今回の回答にあたって以下を補足する。 開発審査委員の主な事務は、都道府県知事等が行った開発許可の処分に対する審査請求の裁決であり、土地の区画形質の変更等の事業行為を規制するものであるのに対して、土地利用審査委員の主な事務は、規制区域の指定の確認等を行うものであり、同区域内における土地取引契約という行為に關して規制をかけるもの、つまり土地所有の内容である処分権に規制をかけるものであるという点において大きく異なる。 一方、委員の選任に關する議会の同意を要する機関には、土地利用審査委員のほか、公安委員会、教育委員会、教育委員会などがある。このうち土地利用審査委員と同様に土地に關する権利を取り扱う収用委員会、財産権に對する大きな影響を及ぼす収用委員会などがある。その委員の選任には議会の同意を必要としている。 土地取引においては、収用委員会の裁決に先立って、国土交通大臣又は都道府県知事が事業認定を行うこととされており、起業者の事業を遂行する意思・能力、土地を収用する公益上の必要性など事業の適格性を判断するとともに、収用の対象となる土地が特定される。その上で収用委員会は、裁決申請の対象となる土地が事業認定を受けた事業の対象区域に含まれるか否か、補償額や権利取得の時期が適正か否かを判断するものである。 これに對して、土地利用審査委員は、規制区域の指定等についての確認(確認が得られなければ指定の効力は失われる。)や規制区域における土地取引等の許可申請に対する不許可処分について不服申立てがあった場合の裁決、監視区域の指定や監視区域内の勧告への意見提出などを行うものである。 収用委員会が都道府県知事の事業認定後、事業区域内のうち裁決申請された個別具体的な事業にその権限を有しているのに対して、土地利用審査委員は、個別具体的な事業に権限を有していることに加え、区域指定に關する権限も有している。 以上のような土地利用審査委員の権限に鑑みれば、土地利用審査委員の任命に当たって議会同意をなくすることは、きわめて困難である。	
公営住宅法	第44条 第1項	〇公営住宅区分の要件緩和 公営住宅の区分に係る耐用年数等の要件を緩和する。 【全国市長会】	全国的に公営住宅は昭和40年代頃に建設された施設が多く、地方自治体を取り巻く財政状況がさらに厳しさを増している状況において、建て替えに要する費用を捻出できない状況にある。 公営住宅の区分については、耐用年数等の義務付けを緩和するとともに、市の判断により区分ができるようになれば、地方自治体の財政状況を勘案した柔軟な対応ができるようになる。	×	ご指摘にある昭和40年代頃に建設された公営住宅については、既に耐用年数の4分の1の期間が経過しており、公営住宅法第44条第1項の規定に基づく区分を行うことには具体的な支障はないものと思われる。 国庫補助を受けて建設等される公営住宅は、一定期間公営住宅として管理されなければならないと考えられることから、本規定において公営住宅の区分を一定期間制限し、国庫補助の目的の達成を担保することとしていることとあり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条と同様の趣旨である。よって、本規定で置かれた趣旨を踏まえ、ご提案のような緩和を行うことは妥当ではないと考えられる。 また、公営住宅法第44条に規定する公営住宅の区分に当たっての国土交通大臣の承認については、補助主体としての関与であって、これを移譲することは適当でないと考えられる。 なお、本規定については、第2次勧告(平成20年12月8日地方分権推進委員会)において、補助対象資産の処分率に関する事務を処理する場合は国の承認を受ける方法によらずに当該事務の適正な処理を確保することが困難と認められるという考え方から、義務付け・付付の存置を許容する場合に該当するとの結論が得られている。	×	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条と同様の趣旨であるならば、同条及びその運用基準※と比べて区分年数や区分要件について厳しい制限を課す理由はないことから、見直しをいただきたい。 なお、既に見直すことができない場合は、公営住宅法第44条第1項において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条及びその運用基準と比べて厳しい制限を課す理由を具体的に説明いただきたい。 ※平成20年6月「補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認について」 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、概ね十年経過した補助対象区分については、補助目的を達成したものとみなす。当該対象区分の承認については、原則、報告等をもって国の承認があったものとみなす制度(包括承認制)を手続の簡素化の観点から導入するとともに、承認の際、用途や譲渡先等について差別的な取扱いをしないこと及び国庫納付を求めないこととする。	
公営住宅法	第44条 第2項	〇公営住宅における敷地等の譲渡代金の促進制限の廃止 公営住宅又は共同施設等の敷地等の譲渡代金の促進制限を廃止する。 【全国市長会】	公営住宅法第44条第1項で、公営住宅又は共同施設の敷地等(以下「公営住宅等」)が耐用年数の4分の1を超えた場合において、特別の事由があるとき国土交通大臣の承認を得て、入居者等に譲渡することができることとされているが、同条第2項において譲渡代金の促進が公営住宅等の整備等に制約されており、自治体の自由な判断には任されていない。 譲渡処分を承認した公営住宅等は、本来の補助等の目的を達したと解すべきであるので、その譲渡代金の促進は制約されるべきではない。 促進制限が廃止されれば、公営住宅等の譲渡処分を実施した場合の譲渡代金の促進を、自治体の実情に応じて自由に定めることができる。	×	公営住宅法第44条に規定する公営住宅等の区分の制限に関する規定は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条と同様、補助目的の達成を担保する趣旨によるものである。公営住宅法第44条第2項では、事業主体の地方公共団体に對して、国の補助を受けて譲渡等を行った公営住宅の譲渡処分の際、その譲渡対価を今後継続的に生じ得る公営住宅の供給に充てる支出等に充てることを義務付けていること。 これは、公営住宅を譲渡して得られた対価には、国庫補助の価値がなお残されていることから、当該対価を国庫補助の目的達成のために使用するのが妥当と考慮されため、このような条件下で国庫補助の促進を地方公共団体の自由裁量に委ねることは妥当でないと考えられる。 なお、A市の実情では、民間賃貸住宅の供給を促進する観点から、有償の譲渡・買付の場合に国庫納付を求めると、当該譲渡対象財産に係る行政需要への対応状況の提出を求めるとなど、必要最小限の条件を付することができるものとする。	×	国庫補助対象財産の有償譲渡等の場合には、国土交通省所管の補助事業についても譲渡対価の国庫納付を条件として行っているところ。一方、公営住宅の譲渡等については資金を特定するもの国庫納付が求められていないこととあり、譲渡対価のうち国庫補助部分については、当該公営住宅法の規定が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条及びその運用基準と比べて厳しい制限を課していることには一貫してないものと考えられる。 また、既に事業主体の一般財源部分の促進制限を撤廃した場合には、譲渡対価を一時的に他の政策財源に充てることが可能となるが、事業主体が公営住宅法第38条に基づく公営住宅の供給義務を負っていることとの関係上、今後とも公営住宅の整備等に係る継続的な支出が見込まれる。このため、譲渡対価のうち一般財源部分についても、あらかじめ促進の範囲に制限をかけることにより公営住宅の供給の促進、効率的な再生産を図る当該公営住宅法の趣旨には合理性があるものと考えられる。 また、要望どおり一般財源の促進制限を撤廃すれば、現在の地方公共団体の財政事情では、特に応募倍率の高い大都市圏を中心に戸数減少を懸念。結果として国民サービス不足の低下に繋がる恐れがある。 なお、譲渡対価を公営住宅の整備等に充てる費用に充てるため超過した地方債の償還に充てることが可能となることとあり、公営住宅法施行令第13条、譲渡対価を償還に充てるとともに、本来償還に充てず予定していた一般財源を他の政策財源に充てることが可能である。	
公営住宅法	第36条 第1項	〇公営住宅建設事業における戸数要件の撤廃 公営住宅建設事業における戸数要件を撤廃する。 【全国市長会】	公営住宅の建設については、公営住宅建設事業により新たに整備すべき公営住宅の戸数が当該事業により除去すべき公営住宅の戸数以上であることと定められている。いわゆる「戸数要件」があることにより、建設を行う公営住宅の規模は、従前の建物と同等以上の戸数となるため、規模が大幅に縮小する。市営住宅における効率的な集約化の足踏みとなっている。 現在、都市自治体が保有する多くの公営住宅が既に高齢化に伴い、機能改善や建て替えが必要となっている中、昨今の地方自治体の厳しい財政事情では、新規供給が見込めない状況である。 戸数要件の義務付けが廃止されれば、既存ストックを活用する中で地域事情に応じた需要への対応が可能となり、市営住宅の効率的な集約化も行うことができる。	×	公営住宅法第4条に規定する公営住宅建設事業は、一連の手厚い入居者保護(仮住居の提供、移転料の支払い、公営住宅への再入居の保証等)の措置を前提に、借地借家法の特例※として、居住者への明渡し請求が可能となっている。 戸数要件は、現下の厳しい応募倍率等からも明らかなように、なお存の必要な戸数が充足されているとは言い難い状況に鑑み、原則として、除却すべき戸数以上のことを条件として、社会福祉施設等の併設等の特別の事由がある場合には、当該除却すべき公営住宅のうち、その用途・用途に依る国土交通大臣の承認の申請をする旨において、入居者の存する公営住宅の戸数を超過し、削減されることとなる。 仮に戸数要件を撤廃した場合には、既存戸数に対する公営住宅への再入居の保証(公営住宅法第40条)が制度上担保出来なくなり、明渡し請求の前提である入居者保護を弱めることとなるため、妥当ではないと考えられる。 ※一戸の賃貸借契約における解約に当たっては、借地借家法第20条において、正当事由が必要とされている。	▲	A市の施行する市営住宅建設事業においては、老朽化し、かつ手狭で耐震等の基準を満たしていない既存の公営住宅について、中・高層耐火・耐震構造の建物への建て替えを図ることにより、既存ストックの有効活用を図りつつ、集約化を進めることとしている。 そのうちの中、例えば、入居者募集の申し込み希望者の多い地区で市営住宅の建設を図る場合、従前よりも供給戸数を増やして住民のニーズに応える一方、入居希望者の少ない地区においても、従前の戸数よりも少ない戸数で建設を行えば、住民ニーズとのマッチングを図った上で、コスト削減もできるとなり、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な建て替えを図ることができると考えている。 なお、A市の実情では、民間賃貸住宅の供給を促進する観点から、有償の譲渡・買付の場合に国庫納付を求めると、当該譲渡対象財産に係る行政需要への対応状況の提出を求めるとなど、必要最小限の条件を付することができるものとする。 また、要望どおり一般財源の促進制限を撤廃すれば、現在の地方公共団体の財政事情では、特に応募倍率の高い大都市圏を中心に戸数減少を懸念。結果として国民サービス不足の低下に繋がる恐れがある。 なお、譲渡対価を公営住宅の整備等に充てる費用に充てるため超過した地方債の償還に充てることが可能となることとあり、公営住宅法施行令第13条、譲渡対価を償還に充てるとともに、本来償還に充てず予定していた一般財源を他の政策財源に充てることが可能である。	
公営住宅法	第22条 第1項	〇公営住宅入居者の募集方法における入居の例外規定の特例化 公営住宅入居者の募集方法における入居の例外規定について、限定列記されている例外規定を市の裁量で追加することができる。 【全国市長会】	公営住宅入居者募集については、公募を原則とする募集方法の例外規定は法令上で限定列記されており、自治体の裁量は認められていない。現在、DV被害者や犯罪被害者等に対する選考時の優先的な取り扱いについては自治体の裁量が認められているが、公募の枠組みの中で必ずしも入居が約束されるわけではない。こうした緊急な被害者等が安心して生活を営むためには住居の安定確保が必要である。 例外規定を市の裁量で追加することができれば、真正緊急対応が必要な住宅困窮者への公営住宅の提供が可能となり、セーフティネットとしての機能を強化することができる。	×	公営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で賃貸することを目的に供給される住宅であり、公営住宅法第22条は、公営住宅の入居資格を有する者に対して、公営住宅への入居機会が公平に付与されるよう公営住宅の募集方法は公募を原則とすることが規定されている。しかし、その例として扱って公営住宅については、公営住宅の制度目的に照らし、他の公営住宅入居希望者と異なり、最優先で入居させることが合理的である限り、限定する必要があるため、これを法律・政令で限定列挙する形では不十分である。 一方、緊急対応として上げられているDV被害者、犯罪被害者等については、他の属性の者よりも住宅に困窮するといえることが一概に言えるものではないため、募集方法に優先的に取り扱う場合、既存入居者に対する入居の保証が担保できなくなるという懸念がある。また、募集方法は、募集方法に優先的に取り扱う場合、既存入居者に対する入居の保証が担保できなくなるという懸念がある。また、募集方法は、募集方法に優先的に取り扱う場合、既存入居者に対する入居の保証が担保できなくなるという懸念がある。また、募集方法は、募集方法に優先的に取り扱う場合、既存入居者に対する入居の保証が担保できなくなるという懸念がある。 よって、住宅に困窮し、なおかつ、緊急的な対応が求められるものについては、災害被災者と同様に特定入居の対象に自治体の判断で定めるよう条例委任規定の整備をお願いしたい。	▲	DV被害者は、一時保護施設入所中などのケースが多く、早急に居住の安定を図ることが必要であり、犯罪被害者は、暴力団等の犯罪者の仕返しに悩まされ、安定して居住できる住宅を求めている。しかし、本市を含む多くの自治体においては、公営住宅の募集は公募を原則として行っており、緊急的な対応が必要となる場合に即時に入居させることが困難となっている。 一方、行政財源の目的使用許可可能な一時入居は短期間であり、居住の安定を図ることが困難である。 よって、住宅に困窮し、なおかつ、緊急的な対応が求められるものについては、災害被災者と同様に特定入居の対象に自治体の判断で定めるよう条例委任規定の整備をお願いしたい。	

法律名	条	項	提案等の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	各府県からの回答		各府県からの回答に対する地方からの意見	地方からの意見を踏まえて各府県の再回答	
					回答(区分)	具休案、理由等		回答(区分)	具休案、理由等
公営住宅法	第23条		○公営住宅の入居者収入区分額の条例委任(参酌基準) 公営住宅の入居者収入区分額入居基準額を参酌すべき基準として条例に委任する。 【全国市長会】	第1次一括法において、入居資格(入居収入基準)が条例に委任され、国が示す収入区分を参酌基準額として地域の実情に即した入居収入基準額の決定が可能となった。その一方で、公営住宅法施行令第2条では、家賃算定基礎額を決定する入居者の収入の区分の額の設定については今回の一括法では見直しされていないため、参酌基準以外の基準が定め難い形となっている。入居収入基準額の算定が自治体へ見直しされるのであれば、収入の区分の額も同様に見直しされるべきである。入居資格としての収入基準額と家賃算定するための収入の区分の額の取り扱いを同等とすることにより、制度上の整合性が図られる。	×	現行制度上も、家賃算定の際には、立地、利便性その他諸要素が家賃に反映される仕組み(広益)となっており、公営住宅の着する利便性に応じ、事業主体が一定の敷金を持って定めたこととされている。このため、現行の公営住宅制度においても、事業主体の敷金により柔軟な家賃の設定は可能であるため、ご提案の見直しを行う必要性はないと考える。 ※家賃算定基礎額を決定する入居者の収入の区分の額が条例委任されていないことが、入居収入基準額の設定に際し参酌基準の額以外の額を定め難くしている理由が明らかになっていないので、具体的にご指示頂きたい。	家賃は、家賃算定基礎額に立地・利便性係数等を反映させる仕組みであることは理解しているが、現在の政令第2条第2項の額は全国一律の額で定められている。このため、本市において独自収入区分や民間賃貸住宅・分譲住宅の状況を調査した上で、公営住宅に入居させるべき者及び家賃の負担率を設定しようとした場合、上記基礎額の区分と乖離が生じてしまうことになる。(例:全国の収入区分25%は158,000円であるが、本市の収入区分25%は142,000であった場合等)このため、家賃算定基礎額の区分についても、現在全国一律の額を適用するのではなく、地域の実情に合わせた参酌すべき基準額とすることを要望するものである。 なお、家賃算定において、市町村立地位係数については国土交通大臣により定められており、独自に設定することは困難である。 また、利便性係数については個別の団地が立地する環境や設備について用いる係数であり、市町村全域にわたって設定することを想定した係数ではないと解釈している。	×	公営住宅は住宅に困窮する低所得者等に「低廉な家賃」で賃貸するものであるため、家賃算定基礎額を決定する入居者の収入の区分の額は、入居者の収入に応じた負担となるよう全国一律に設定しており、地域の実情を反映させるべき事項ではないと考えている。 地域の住宅事情に応じて公営住宅の施策対象層との程度の収入水準を設定すべきかという入居収入基準額の問題と、入居者の収入に応じた家賃負担の水準を如何に設定すべきかという家賃算定基礎額の問題とは、性格を異にする論点であり、参酌基準として示した金額以外の入居収入基準額を定めることを妨げるものではないと考える。 なお、家賃算定の構成要素の1つである利便性係数については、公営住宅の存する区域やその周辺の地域の状況等を勘案し、事業主体が一定の敷金のもとに地域の実情を反映した敷金を設定することが可能である。
住宅地区改良法	第29条	第1項	○改良住宅における入居収入基準額の条例委任(参酌基準) 改良住宅における入居収入基準額を参酌すべき基準とする。 【全国市長会】	住宅地区改良法第29条においては、改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合には、公営住宅法に規定する公営住宅として管理される。しかしながら、改良住宅についても事業終了後相当の期間が経過し、本来入居者が減少していく中で、入居収入基準額については住宅地区改良法施行令第12条において公営住宅より低い額が規定されており、公営住宅と同様の管理運営を行うとする自治体の意思が反映されていない。 基準を参酌基準とすることで、公営住宅と改良住宅を同一の入居条件とする等、地域の実情に合わせた管理ができ、また、公営の期に入居者の住宅選択の余地を広げることができる。	×	住宅地区改良法施行令第12条に規定する額は、第1次一括法に伴う住宅地区改良法施行令の改正においてパブリックコメント等により地方公共団体の意見を聞き取りした上で定められたものであり、その時点以降、特段の大きな環境変化が生じているとまで言いにくい現状においては、改正を行うのは妥当ではないと考える。 なお、都道府県知事又は国土交通省住宅局長からご通知した「改良住宅等の目的外使用に係る運用について」(平成21年3月31日付け国住登第62号)の第二にお示ししており、一定の場合における改良住宅に関しては、地方整備局長等から事後報告することにより公営住宅に準じて管理する住宅として目的外使用することであり、これによりご提案の内容に対応できると考えられる。	目的外使用許可については、その用途又は目的を掲げない程度において、例外的にその使用を許可することができるものと解している。 一方で、住宅地区改良法第29条の規定においては、改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合には、公営住宅法に規定する公営住宅として管理される旨規定されており、本来の用途に即した使用であると考える。 また、公営住宅法規定を踏まえているにもかかわらず、公営住宅と改良住宅で額が異なるのは理解できないところ。 通常、目的外使用許可では期間として1年単位の使用許可となるため毎年度更新手続きを行う必要があるため、目的外使用による入居期間の定めのない本来入居と同視することはできず、入居者の居住の安定を著しく阻害する可能性が残る。 入居収入基準額を自治体が決められるようにできれば、改良住宅という既存ストックの有効活用にもなるので、本会提案のとおり入居収入基準額の条例委任を求める。	×	住宅地区改良法は、不良住宅が密集する地区の環境の整備改善を図り、当該地区の住民が健康で文化的な最低限度の生活を営むための改良住宅の整備促進等を目的とするものである。当該地区で住宅に困窮する住民は、総じて旧1種公営住宅の家賃を払うことができない程度の低所得者である蓋然性が高いことから、旧2種公営住宅に準じた層を対象とするものとし、改良住宅入居者の低廉な家賃負担を実現するため、公営住宅と比較し高率の国庫補助が充てられているものである。 改良住宅の管理等については、立法技術上公営住宅とみなしてその制度を部分的に適用させているものの、両制度の目的及び国と地方の役割はそれぞれ異なるものであるため、両住宅の対象も自ずから異なるものとなっている。 また、平成21年の住宅局長通知で、「第二公営住宅に準じて管理する住宅」として、「改良住宅等の本来の用途を著しく逸脱しない範囲」で改良住宅等を公営住宅に準じて管理する住宅として目的外使用することができることとしており、期間について規定しているものではないため、入居者の居住の安定を確保するための柔軟な対応が可能となっている。
建設業法	第6条		【建設業の許可及び取消基準の条例委任】 A項では、暴力団対策を推進するため、暴力団排除条例を制定し、行政事務事業からの排除を進めている。 現行法の許可及び取消基準は限定的であり、地域の実情に応じた目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるようにすべき。 【全国知事会】	【事例】 A項では、暴力団対策を推進するため、暴力団排除条例を制定し、行政事務事業からの排除を進めている。 条例施行後、警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が、当該事業の許可を受けている事例が見られる。 暴力団は反社会的勢力の中心であり、暴力団員及びその密接な関係者を当該事業から排除したいが、法律に排除事項がなく、排除措置を実施することができない。	×	以下のことから、建設業の許可又は許可取消の基準は国が全国一律に定める必要があり、都道府県による条例制定権の対象になじまないものである。 ・建設業の営業は、都道府県の区域を超えて広域的に展開されることあり、自由な経済活動を保証する見地から、業の許可の効果として区域に制約されない営業を認めている。許可又は許可取消の基準について条例による上乗せを許容した場合、結果的に条例の効果は他の区域に波及し、同一の区域において営業する者の中でも許可等の基準が異なることとなり、公平性を欠く。 ・許可の効果として区域に制約されない営業が可能となることから、条例による上乗せが特定の自治体で行われたとしても実効性がない。(例えば、暴力団関係者であることを欠格要件とする基準を条例により上乗せするA県とそのような条例を設けないB県が存在した場合、B県で許可を受けた暴力団関係企業がA県内で活動する事案も考えられる。) ・知事免許を受けた事業者が、新たに大臣免許又は他の都道府県知事免許を受けようとする場合に「許可換入」の取扱いをすること、許可等基準が各々異なれば当該事務の円滑な実施に支障を来し、事業者による自由な経済活動(営業所の新設、移転、廃止等)を阻害する。 なお、現時点においても、申請者又は役員等が暴力団の構成員である場合又は暴力団による実質的な経営上の支配を受けている者である場合については、建設業法第9条第5項の基準を適用しないものとして、不許可することができる。また、暴力団を排除していくことは国の反社会的勢力に対する基本的な姿勢であり、建設業法の改正の機会ととえて検討してまいりたい。	▲	暴力団員等の排除が現行の規定で対応可能であることとあるが、当該提案は、地域の実情に応じて、当該法律の目的を達成するために許可等及び取消に係る基準を付加することができるようにすることを求めたものである。 なお、当該案項(第8条)は、第2次勧告において義務付け・付付けの見直しを求められた条項である。	
宅地建物取引業法	第5条	第1項	【宅地建物取引業の免許及び取消基準の条例委任】 現行法の免許及び取消基準は限定的であり、地域の実情に応じた目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるようにすべき。 【全国知事会】	【事例】 A項では、暴力団対策を推進するため、暴力団排除条例を制定し、行政事務事業からの排除を進めている。 条例施行後、警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が、当該事業の免許を受けている事例が見られる。 暴力団は反社会的勢力の中心であり、暴力団員及びその密接な関係者を当該事業から排除したいが、法律に排除事項がなく、排除措置を実施することができない。	×	以下のことから、宅地建物取引業の免許又は免許取消の基準は国が全国一律に定める必要があり、都道府県による条例制定権の対象になじまないものである。 ・宅地建物取引業の営業は、都道府県の区域を超えて広域的に展開されることあり、自由な経済活動を保証する見地から、業の免許の効果として区域に制約されない営業を認めている。免許又は免許取消の基準について条例による上乗せを許容した場合、結果的に条例の効果は他の区域に波及し、同一の区域において営業する者の中でも免許等の基準が異なることとなり、公平性を欠く。 ・免許の効果として区域に制約されない営業が可能となることから、条例による上乗せが特定の自治体で行われたとしても実効性がない。(例えば、暴力団関係者であることを欠格要件とする基準を条例により上乗せするA県とそのような条例を設けないB県が存在した場合、B県で免許を受けた暴力団関係企業がA県内で活動する事案も考えられる。) ・知事免許を受けた事業者が、新たに大臣免許又は他の都道府県知事免許を受けようとする場合に「免許換入」の取扱いをすること、免許等基準が各々異なれば当該事務の円滑な実施に支障を来し、事業者による自由な経済活動(営業所の新設、移転、廃止等)を阻害する。 なお、現時点においても、申請者又は役員等が暴力団の構成員である場合については、宅地建物取引業法第5条第1項第5号の欠格要件に該当するものとして、免許を与えないことができる。また、暴力団を排除していくことは国の反社会的勢力に対する基本的な姿勢であり、宅地建物取引業法の改正の機会ととえて検討してまいりたい。	▲	暴力団員等の排除が現行の規定で対応可能であることとあるが、当該提案は、地域の実情に応じて、当該法律の目的を達成するために許可等及び取消に係る基準を付加することができるようにすることを求めたものである。 なお、当該案項は、第2次勧告において義務付け・付付けの見直しを求められた条項である。	
不動産の鑑定評価に関する法律	第29条		【不動産鑑定業者の登録に関する欠格事由の条例委任等】 不動産鑑定業者の登録に関する欠格事由が限定列举されていることから、必要な基準を条例で付加できるようにするなど地方の施策を高めるべき。 【全国知事会】	A項では、暴力団対策を推進するため、行政事務からの排除を進めているが、本法では暴力団であることをもって許可等から排除することができない。	×	以下のことから、不動産鑑定業者の登録又は登録取消の基準は国が全国一律に定める必要があり、都道府県による条例制定権の対象になじまないものである。 ・不動産鑑定業者の営業は、都道府県の区域を超えて広域的に展開されることあり、自由な経済活動を保証する見地から、業の登録の効果として区域に制約されない営業を認めている。登録又は登録取消の基準について条例による上乗せを許容した場合、結果的に条例の効果は他の区域に波及し、同一の区域において営業する者の中でも登録等の基準が異なることとなり、公平性を欠く。 ・登録の効果として区域に制約されない営業が可能となることから、条例による上乗せが特定の自治体で行われたとしても実効性がない。(例えば、暴力団関係者であることを欠格要件とする基準を条例により上乗せするA県とそのような条例を設けないB県が存在した場合、B県で登録を受けた暴力団関係企業がA県内で活動する事案も考えられる。) ・知事登録を受けた事業者が、新たに大臣登録又は他の都道府県知事登録を受けようとする場合に「登録換入」の取扱いをすること、登録等基準が各々異なれば当該事務の円滑な実施に支障を来し、事業者による自由な経済活動(営業所の新設、移転、廃止等)を阻害する。 なお、暴力団を排除していくことは国の反社会的勢力に対する基本的な姿勢であり、不動産の鑑定評価に関する法律の改正の機会ととえて検討してまいりたい。	▲	当該提案は、地域の実情に応じて、当該法律の目的を達成するために許可等及び取消に係る基準を付加することができるようにすることを求めたものである。 なお、当該案項は、第2次勧告において義務付け・付付けの見直しを求められた条項である。	
浄化槽法	第24条	第1項	【浄化槽工事業の登録及び取消基準の条例委任】 現行法の登録及び取消基準は限定的であり、地域の実情に応じた目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるようにすべき。 【全国知事会】	建設業許可(土木工事業、建築工事業又は管工事業)を受けた者以外で、浄化槽工事業を営もうとする者は、法第21条の規定に基づいて、都道府県知事の登録を受けなければならないが、法律に暴力団排除事項がなく、排除措置を実施することができない。	×	以下のことから、浄化槽工事業の登録又は登録取消の基準は国が全国一律に定める必要があり、都道府県による条例制定権の対象になじまないものである。 ・現在定められている登録の基準は、浄化槽工事業者の一定の水準の資質の確保及び浄化槽工事業に対する監督事務の充実の観点から、浄化槽工事業を営むためには都道府県知事の登録を受けなければならないことと関係し、必要最小限の基準(一定の欠格事由)を定めているものである。全国において、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽による浄化槽の適正な処理を促すことができるよう、一定水準の条件を満たす者のみが浄化槽工事業を営むことを担保するとともに、公平・公正な条件の下での浄化槽工事業者の登録及び当該登録事務の適正化を確保する観点からは、当該登録に係る基準について、各都道府県の間で異なる取扱いをすることは適当でない。 なお、暴力団を排除していくことは国の反社会的勢力に対する基本的な姿勢であり、浄化槽法の改正の機会ととえて検討してまいりたい。	▲	当該提案は、地域の実情に応じて、当該法律の目的を達成するために許可等及び取消に係る基準を付加することができるようにすることを求めたものである。 なお、当該案項(第24条第1項)は、第2次勧告において義務付け・付付けの見直しを求められた条項である。	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第24条	第1項	【解体工事業者の登録及び取消基準の条例委任】 現行法の登録及び取消基準は限定的であり、地域の実情に応じた目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるようにすべき。 【全国知事会】	建設業許可(土木工事業、建築工事業又はとび・土工工事業)を受けた者以外で、解体工事業を営もうとする者は、法第21条の規定に基づいて、都道府県知事の登録を受けなければならないが、法律に暴力団排除事項がなく、排除措置を実施することができない。	×	以下のことから、解体工事業の登録又は登録取消の基準は国が全国一律に定める必要があり、都道府県による条例制定権の対象になじまないものである。 ・現在定められている登録の基準は、解体工事業の一定水準の資質の確保及び解体工事業に対する監督事務の充実の観点から、解体工事業を営むためには都道府県知事の登録を受けなければならないことと関係し、必要最小限の基準(一定の欠格事由)を定めているものである。全国において、再生資源の十分な利用及び廃棄物の適量等を確保して、資源の有効利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ることができるよう、一定水準の条件を満たす者のみが解体工事業を営むことを担保するとともに、公平・公正な条件の下での解体工事業者の登録及び当該登録事務の適正化を確保する観点からは、当該登録に係る基準について、各都道府県の間で異なる取扱いをすることは適当でない。 なお、暴力団を排除していくことは国の反社会的勢力に対する基本的な姿勢であり、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の改正の機会ととえて検討してまいりたい。	▲	当該提案は、地域の実情に応じて、当該法律の目的を達成するために許可等及び取消に係る基準を付加することができるようにすることを求めたものである。 なお、当該案項(第24条第1項)は、第2次勧告において義務付け・付付けの見直しを求められた条項である。	
	第35条	第1項			×				以下に掲げる許可、免許及び登録並びにその取消し及び消除の基準については、法改正の機会をとりえて、法律で欠格要件等に暴力団員等を加える方向で検討する。 ・解体工事業の登録の拒否の基準(24条1項) ・解体工事業の登録の取消の基準(35条1項)

法律名	条 項	提案等の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	各府県からの回答		各府県からの回答に対する地方からの意見	地方からの意見を踏まえて各府県の再回答		
				回答(区分)	具体案、理由等		回答(区分)	具体案、理由等	
土地区画整理法	第4条 第1項 第10条 第11条 第13条 第14条 第39条 第45条 第51条の2 第51条の10 第51条の11 第51条の13 第51条の15 第52条 第55条 第58条 第68条 第69条 第124条 第125条の1 第125条の2 第125条の3	土地区画整理事業の施行認可権限等の市への移譲 市が決定した土地区画整理事業においては、認可権限を市に移譲するとともに、個人・区画整理会社による土地区画整理事業の施行の認可、土地区画整理組合の設立認可、換地計画の認可、及び個人施行による土地区画整理事業に対する監督に関する権限を市に移譲する。 【全国市長会】	地方公共団体が施行する土地区画整理事業は、市町村においては都道府県知事の認可を受けなければならないとなっており、市町村の独自性や地区の特性を生かした事業が都道府県の評価を受けることで標準化される傾向があり、さらに認可に伴う事務処理などに時間を要することから事業完了までの期間が長くなるなどの弊害がある。 また、個人施行による事業認可等についても、より身近な市による認可、指導を行い、市の計画等に沿った区画整理事業を進めることができない。 土地区画整理事業に係る認可権限等を移譲されれば、事業期間の短縮や申請者の利便性の向上につながることも、市の独自性を発揮することが可能となり、市の計画に沿った区画整理事業を進めることができる。	x	市施行の土地区画整理事業の認可の主体については、地域の利害と一定の距離を置いた第三者がチェックを行い、公平性・公正性を確保することが必要であることから、事業の認定は都道府県知事が行っているところである。したがって、市施行の土地区画整理事業の認可については、都道府県知事が行うこととすべきであり、移譲は困難である。 また、個人・区画整理会社による土地区画整理事業の施行の認可、土地区画整理組合の設立認可、換地計画の認可、及び個人施行による土地区画整理事業に対する監督に関する権限については、個人の財産権の保護に大きな影響を及ぼすことから、事業の円滑な施行の担保と個人の財産権の制限との比較考慮や技術的な審査を慎重かつ適切に行う者である都道府県知事の許可を要することとしており、これらの許可権等の市町村への移譲に当たっては、事務処理に必要とされる専門的知識、技術を備え、適切な判断を行うことができる事務執行体制の有無を考慮する必要がある。仮に一律に市に移譲することとなれば、専門的知識、技術を備え、適切な判断を行うことができる事務執行体制が不十分のまま事業認可等に関する事務を行わなければならない市も想定されること、許可審査は一定の専門的知識等の蓄積が必要であるところ、一定規模の人口を有していなければ、審査を行う機会が少ないと考えられるため、一定の専門的知識等が蓄積されにくいこと等から、本法の施行に支障を及ぼすとともに、法が担保すべき個人の財産権の保護に著しい不利益を及ぼす可能性がある。	都道府県の評価を受けることで市の独自性や、地区の特性を生かした事業が標準化されてしまい、もともと住民に身近で地域に詳しい許可処理事務の支障となっている。都市計画決定権者と土地区画整理事業許可権者が同一になることで都市計画に定める整備の方針との整合性が取れ、自治体における自主性、自立性を出すことができることから、権限を移譲されたい。 都道府県の評価を受けることで市の独自性や、地区の特性を生かした事業が標準化されてしまい、もともと住民に身近で地域に詳しい許可処理事務の支障となっている。都市計画決定権者と土地区画整理事業許可権者が同一になることで都市計画に定める整備の方針との整合性が取れ、自治体における自主性、自立性を出すことができることから、権限を移譲されたい。 また、個人の財産権に対して重大な制約を及ぼす事業専門的知識・技術を備えた組織が事業執行の支障になる恐れがある。本会が従来より提議している通り、権限移譲による事務量増大(見合入員の確保や研修・相談体制、都市自治体への職員派遣等)・財源の協力体制の確立により対応すべきである。そのため、国・都道府県による積極的かつ万全の協力体制の構築を願いたい。 さらに、土地区画整理法第4条第1項(個人施行等の認可)については、本会が把握しているだけでも、事務処理特例制度により3都道府県において市町村へ移譲されている実態があることと、市において土地区画整理事業を行っている実績があることから、事務執行体制やノウハウがないとは一概に言えるものではないと考える。 なお、個人・整理会社施行の許可、整理組合の設立許可においては、第三者性も担保されるものである。	x	個人・整理会社施行の認可、組合の設立の認可については、認可権限を市に移譲した場合においても、前述の第三者のチェックは担保できるが、認可権限を一律に市に移譲することとなれば、専門的知識、技術を備え、適切な判断を行うことができる事務執行体制が不十分のまま事業認可等に関する事務を行わなければならない市も想定されること、許可審査は一定の専門的知識等の蓄積が必要であるところ、一定規模の人口を有していなければ、審査を行う機会が少ないと考えられるため、一定の専門的知識等が蓄積されにくいこと等から、本法の施行に支障を及ぼすとともに、法が担保すべき個人の財産権の保護に著しい不利益を及ぼす可能性があるため、一律の移譲は困難である。 また、ご指摘いただいているところであるが、現行法規においても、地方自治法第二百五十二条の十七の規定により、条例による事務処理の特例を設けることが可能であるため、認可事務の体制を構築することが可能である市については、同制度の利用を再考願いたい。	
	第7条の9 第11条 第11条 第50条の2 第72条 第124条 第124条の1 第125条 第125条の2	〇市街地再開発事業認可権限の市への移譲 市が決定した市街地再開発事業においては、認可権限を市へ移譲し、都道府県知事に協議する仕組みとする。	地方公共団体が施行する市街地再開発事業は、市町村においては都道府県知事の認可を受けなければならないとなっており、市町村の独自性や地区の特性を生かした事業が都道府県の評価を受けることで標準化される傾向があり、かつ認可に伴う事務処理などに時間を要することから事業完了までの期間が長くなるなどの弊害がある。 権限が移譲されれば、住民に最も身近で地域の実情に詳しい市において事務処理を行うことにより、市の独自性が発揮できるとともに、事業期間を短縮することができる。	x	市施行の市街地再開発事業の認可の主体については、地域の利害と一定の距離を置いた第三者がチェックを行い、公平性・公正性を確保することが必要であることから、事業の認定は都道府県知事が行っているところである。したがって、市施行の市街地再開発事業の認可については、都道府県知事が行うこととすべきであり、移譲は困難である。	都道府県の評価を受けることで市の独自性や、地区の特性を生かした事業が標準化されてしまい、もともと住民に身近で地域に詳しい許可事務が行えなくなっているため、権限を移譲されたい。	〇	都道府県知事が処理している個人旅行者又は再開発会社による第一種市街地再開発事業の施行の認可、市街地再開発組合の設立及び事業計画の認可、個人旅行者、市街地再開発組合又は再開発会社による第一種市街地再開発事業の権利変換計画の認可並びに同事業に対する措置命令及び監戒(7条の9第11項、11条1項から3項、50条の2第1項、72条1項、124条3項、124条の2、125条、125条の2)については、指定都市へ移譲する。	
	都市計画法	第15条 第1項 第87条の2 第1項	〇市内域内で完結する都市計画に依る「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定権限を、指定都市及び希望する市に移譲する。 【全国市長会】	「区域区分」の決定権限が指定都市に移譲されたが、区域区分を定めるときは「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」にその区域区分の方針を定めることとされており、区域区分の変更については都府県との協議、調整が必要となっている。一つの市が一つの都市計画区域とされている場合は、区域区分の決定権限と「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定権限が分かれていることにより、手続きが複雑・非効率となっていることと、地域の実情に応じた柔軟で総合的・一体的な都市づくりが主体的に実施できない状況となっている。 個性豊かで活気に満ちたまちづくりの形成に向け、都市の自主性かつ独自性をより一層発揮するため、「住宅市街地の開発整備の方針」等の都市計画の変更な地方分権化を推進する必要がある。 また、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「都市計画決定」に際して国・都道府県との同意・協議が必要となっており、総合的・一体的な都市づくりに向けて、市で完結することができる。 決定権限の移譲、国の関与を廃止することにより、地域の実情や特徴を活かした魅力あるまちづくりのための柔軟で創意工夫に満ちた積極的な取り組みが一層推進できるようになるとともに、迅速かつ効果的な業務の遂行や、市民・事業者に対してわかりやすい都市計画とすることができる。	x	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるよう努めることとされており、それらの都市計画には、一市町村の見地から決定すべき地域地区、都市施設に関する都市計画等の都道府県が決定する都市計画に含まれているため、広域の見地から都道府県が決定することが適切である。 また、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるに当たっては、広域の観点も確保するため、必要に応じ、隣接・近接する他の都市計画区域や都市計画区域外の見地及び今後の見通しを考慮することが望ましいことからも、広域の見地から都道府県が決定することが適切である。そのため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定権限を市に移譲することは困難である。	〇	都道府県が処理している都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(6条の2)の決定等のうち、一市内域内で完結する都市計画区域に係るものについては、第30次地方制度調査会の審議状況を踏まえて、一つの市町村の区域を超える広域の見地からの調整機能や関連する制度との整合性が確保される場合には、指定都市へ移譲する。	
		第67条 第1項	〇用途地域等の都市計画決定権限の特別区への移譲 用途地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区に関する都市計画決定及び再開発等促進区を定める地区計画(3ヘクター超)の都市計画決定権限を特別区に移譲する。 【全国市長会】	三大都市圏等における用途地域等の都市計画決定権限が市町村に移譲されたが、特別区においては、引き続き東京都に残されたままとなっている。 しかし、用途地域等の決定は合理的土地利用を図る最も基本的な制度であり、東京大都市地域の一体性は国土形成計画等の広域計画や、知事や関係自治体と協議を行うことで広域的な観点及び都道府県決定計画との整合性は確保されるため、特別区に移譲されたとともに、東京の都市づくりにイテラスの影響を及ぼすものではない。 用途地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区に関する都市計画決定及び再開発等促進区を定める地区計画(3ヘクター超)の都市計画決定権限が特別区に移譲されれば、土地利用の実情を踏まえた都市計画が可能となり、住民自治に基づく活気ある地域社会の実現を図ることができる。	x	東京都の特別区については、区の行政界を超えて市街地が連なっており、旧東京市(現在の25区に相当)を一の都市として用途区分(指定)がなされてきたことから、東京都に用途地域等の決定権限を存置すべきであり、本規定の変更等は困難である。	東京都からの回答では、権限移譲が困難な理由として、区の行政界を超えて市街地が連なっていることと、これまで旧東京市を一の都市として用途区分がなされてきたことを挙げている。しかし、行政界を超えて連なっている東京圏の特別区以外の自治体は権限移譲の対象となっている。このことから、適切な提案と認識しており、特別区が都市計画を担うことで安心と魅力をそなえた都市づくりにつながるものと考えられる。 また、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区及び再開発等促進区を定める地区計画(3ヘクター超)に関しては、地区を定めて都市計画に定めると、都市計画決定権限を東京都に存置する理由について、市街地の連担や東京大都市地域の一体性に求めることはできない。 以上から、東京大都市地域の一体性は国土形成計画等の広域計画や、知事や関係自治体と協議を行うことで広域的な観点及び都道府県決定計画との整合性は確保されるため、特別区に移譲されたとしても、東京の都市づくりにマイナスの影響を及ぼすものではなく、基礎自治体である市町村に移譲した経緯を踏まえ、広域自治体である東京都から基礎自治体である特別区に對して移譲されたい。	x	特別区は、他の自治体と異なり相互に市街地が連担していることから、特別区相互間の広域調整を確保するため、法律上の制度として東京都に用途地域等の決定権限を存置しているものであり、本規定の変更等は困難である。
	都市計画法	第78条 第1項	〇開発審査会の設置権限の希望市への移譲 開発審査会を、希望する市において設置できるようにする。 【全国市長会】	都道府県開発審査会の判断が地域の実情に即しておらず、また都道府県開発審査会との調整事務及び開発審査会での決定までの期間が長期化しており、市の円滑かつ迅速な土地利用を行うことができるようになる。 【全国市長会】	x	開発審査会については、開発許可処分を行う地方公共団体の附属機関として、開発許可処分が公正かつ慎重なものとなるよう議決等を行うこととされていることから、開発許可権限を有する地方公共団体に設置することが適切である。したがって、開発許可権限を有しない市に、一律に開発審査会の設置権限を移譲することは困難である。	提案のあった市では、事務処理特例制度により既に開発許可権限の移譲を受けているところ。今後、関係法令の改正も視野に入れ、ご検討いただきたい。	x	開発審査会については、都市計画法上開発許可権限を有する指定都市等に設置することとされており、開発許可権限を有しないそれ以外の市に、開発審査会の設置権限を移譲することは困難である。
	都市計画法	第34条	市街地調整区域における開発行為については、都市計画法第34条第11号で、概ね50㎡以上の建築物が連なっている地域は都道府県条例で定めるとし、市町村において開発許可ができるようにする。 2同条第12号の「市街化を促進する恐れがなく、市街化区域内において開発が困難である場合は、都道府県の条例において定められた区域内において開発が可能とされているが、これを市町村の条例で定めることとし、市町村において開発許可ができるようにする。 3同条第14号に係る開発は、都道府県の設置する開発審査会を経て許可されることになっているが、その地域に居住するために必要な自己用住宅などの開発については、市町村の設置する許可審査会を経て、市町村において許可できるようにする。 【全国町村会】	町外からの、居住(住宅建築)希望者が多数いる中、約8割が市街地調整区域となっており、一定の条件を満たす土地でなければ住宅建築ができない。また、市街地調整区域にも集落を形成している場所があるが、その場所でも建築制限があることには疑問がある。 よって、各市町村の実情に合わせた独自の都市計画が展開できるように都市計画法を見直すこと。 また、開発行為等の制限は、財産権に対する重大な制約であり、また、個人の生命・財産の安全に大きな影響を及ぼすことから、事業の円滑な施行の担保と個人の財産権の制限との比較考慮や技術的な審査を慎重かつ適切に行う者である都道府県知事の許可を要することとしており、これらの許可権等の市町村への移譲に当たっては、事務処理に必要とされる専門的知識、技術を備え、適切な判断を行うことができる事務執行体制の有無を考慮する必要がある。これらの能力を有するものとして一定の人口規模の市(指定都市・中核市・特例市)に権限を移譲しているところである。 仮に一律に市町村に移譲することとなれば、専門的知識、技術を備え、適切な判断を行うことができる事務執行体制が不十分のまま開発行為等の制限に関する事務を行わなければならない市も想定されること、許可審査は一定の専門的知識等の蓄積が必要であるところ、一定規模の人口を有していなければ、開発行為等の許可審査を行う機会が少ないと考えられるため、一定の専門的知識等が蓄積されにくいこと等から、本法の施行に支障を及ぼすとともに、法が担保すべき個人の財産権の保護や生命・財産の安全性に著しい不利益を及ぼす可能性がある。 したがって、現行の事務処理特例制度により、市町村の規模・能力や他分野の法令に係る権限配分の状況等の地域の実情に即し都道府県知事が市町村と協議の上で移譲を行っていることが適切であるため、開発許可権限を一律に市町村に移譲することは困難である。 都市計画法第34条第11号及び第12号の条例については、その制定に当たって、開発区域の周辺における市街化の促進の可能性の有無等の判断を行う必要があることから、開発許可権限を有する地方公共団体が定めることが適切であり、また、開発審査会については、開発許可処分を行う地方公共団体の附属機関として、開発許可処分が公正かつ慎重なものとなるよう議決等を行うこととされていることから、開発許可権限を有する地方公共団体に設置することが適切である。したがって、開発許可権限を有しない市町村に、一律に同条第11号及び第12号の条例の制定権限並びに開発審査会の設置権限を移譲することは困難である。	x	一般市町村の一律な取扱いを求めているのではなく、住民に良質な環境を確保する観点から、開発行為等の制限に関する事務を適切に行い得る体制を整備するところに、義務付け・付付けに関するものとして、権限移譲を提案するもの。 ・なお、専門的知識、技術を備え、適切な判断を行うことができる事務執行体制とはどのような体制か、また、人口規模で体制が整うとする根拠をお示し願いたい。	x	一般市町村の一律な取扱いを求めているものではないという趣旨であるならば、現行の事務処理特例制度により、都道府県知事が市町村と協議の上で開発許可に関する事務の移譲を行っていることが適切であると考えられる。 なお、開発許可権限等の開発許可に関する状況によって、適切な判断を行うために必要となる事務執行体制は変わり得るため、一概に示すことは困難であるが、そのような事務執行体制を有するかどうかの判断も含め、都道府県知事が市町村と協議の上で当該事務の移譲を行うことが適切であると考える。	

法律名	条	項	提案等の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	各府県からの回答		各府県からの回答に対する地方からの意見	地方からの意見を踏まえて各府県の再回答	
					回答 (区分)	具体案、理由等		回答 (区分)	具体案、理由等
河川法	第10条	第1項	○二級河川管理権限の指定都市への移譲 (都道府県→政令市) 二級河川の管理権限を指定都市に移譲する。 【全国市長会】	現在、指定都市は区域内にある国土交通大臣が指定する区間の一級河川、都道府県知事が指定する二級河川の管理権限を有しているが、指定都市域内の河川に関するすべての権限を有しないことにより、総合的・一体的な治水対策・災害対策が困難となっている。また、二級河川の管理は、原則都道府県が行うこととなっているが、除草や浚渫等の市民要望に対し迅速な対応ができないほか、河川における親水公園化など、周辺のみちづくりと一体となった河川整備もできない状況となっている。 さらに、格上げ二級河川の占用許可においては、都道府県への申請に市の副申書を要するとともに、都道府県・市の両方で協議・手続きを要し、速やかな事務処理に支障をきたしている。 指定都市にこれら河川管理権限が移譲され、基礎自治体が自治会・町内会及び市民団体等と一体となって河川を一元的に管理することにより、効率的・効果的・総合的な治水対策・災害対策が可能となるとともに、市民からの要望に迅速に対応できるほか、下水道事業や道路事業との連携等、まちづくりと一体となった河川整備を積極的に推進することができるようになる。	×	現行法においても、河川法第10条第2項に基づいて、二級河川のうち指定都市の区域内に存する部分であって、都道府県知事が指定する区間については、当該指定都市の長が管理することができることとされていることから、都道府県と協議の上、進めていただきたい。	平成12年には、重複行政の解消の観点から、河川法が改正され、指定都市の長が都道府県と協議の上、一級・二級河川の管理ができるようになり、随時協議を進めているが、現状では、指定都市の区域内で完結している河川であっても、いまだに管理権限が分断している。 また、都道府県との協議においては、最終的に県の判断に委ねられるため、本会提案に沿った見直しを行っていただきたい。 ■具体的な支障事例 県管理の河川について、河川改修工事や維持管理工事は市が担っている例もあり、河川管理について、県と市のどちらに問い合わせたらよいのか、市民にとってわかりにくくなっている。 ■メリット 指定都市市域内のすべての河川管理等の権限と税財源をセットで移譲できれば、市が実施する下水道・港湾・水質管理、水防対応、消防など一体的に総合治水・防災対策を実施でき、また、大規模災害が発生した際に、災害復旧事業などの危機管理対応も迅速かつ的確に実施することができると考えており、指定都市への権限移譲を検討していただきたい。	×	河川は水系一貫管理が原則であり、都道府県から指定都市へ管理権限が移譲され、上下流・左右岸で管理者が異なることとなった場合であっても、確実に適切な管理がなされる必要がある。 さらに、従前と同等の管理水準を確保するためには、技術や経験の継承、管理費用等の財源の確保が重要である。 上記のような課題がある中では、指定都市ごとの実情に応じて、指定都市の管理について個別に調整が必要があることから、一律に指定都市の長に管理権限を移譲することは適当ではないものと考える。 前回回答したとおり、現行法においても、河川法第10条第2項に基づいて、二級河川のうち指定都市の区域内に存する部分であって、都道府県知事が指定する区間については、当該指定都市の長が管理することができることとされていることから、引き続き都道府県と協議の上、進めていただきたい。
		第2項							
		第3項							
	第16条の3	第1項							
	第59条	第2項							

義務付け・枠付けの見直し(第4次見直し)に係る提案事項等一覧

【環境省】

法律名	条	項	提案等の概要	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	各府省からの回答		各府省からの回答に対する地方からの意見	地方からの意見を踏まえた各府省の最終回答	
					回答(区分)	具体案、理由等		回答(区分)	具体案、理由等
水質汚濁防止法	第4条の3	第3項	【総量削減計画に係る環境大臣の協議、同意の廃止】 総量削減計画の策定に関して、環境大臣の協議、同意ではなく、報告とすべき。 【全国知事会】	現行では、各都府県が総量削減計画を策定する際、環境大臣が定めた基本方針に基づき各都府県が計画案を策定し、環境大臣に協議し同意を得なければならないが、第7次総量削減計画策定時の協議、同意の手続きには約2か月を要した。 また、本来総量削減計画は、水域の特性等に応じて自治体が主体的に作成すべきものであり、各都府県においてはパブリックコメントや環境審議会の審判といった手続きを経て作成している。	x	総量削減計画には、地方公共団体の各般にわたる施策が具体的に掲げられることから、国の関係省庁の施策との整合及び対策地域間における施策の整合を確保する必要があるとともに、基本方針に照らし、目標を達成するために適切な計画であるか確認を行う必要がある。また、水質総量削減は、指定水域全体としての水質改善を図るため、内陸部を含めて広域的かつ総合的に対応することによって、指定水域に流入する汚濁負荷量を全体として削減しようとするものであることから、各都府県間の調整を十分に行い、関係者が一致協力して汚濁負荷量の削減を図ることが必要である。これらのことから、環境大臣への協議は必要である。	総量削減計画は、環境大臣が削減目標量や削減のための施策について定めた「総量削減基本方針」に基づいて各都府県が策定するものであること。また、国、各都府県においては、東京湾再生推進会議、伊勢湾再生推進会議、大阪湾再生推進会議、瀬戸内海環境保全知事・市長会議などの場や、必要に応じた情報交換等を通じ、連携、調整を行うことが可能であることを考慮すれば、関係省庁及び各都府県間における施策の整合の確保、適切な計画であるかの確認、汚濁負荷量の削減を図るための一致協力については、対応可能であり、環境大臣への協議・同意は不要であると考えます。 また、これまでの協議においては、自治体の水質改善と総量削減に関して全く影響のない分野にまで、細かな調査と根拠をもった対策策定を求めたり、規模や財政、政策面で実施できないレベルの対策等を求められる事例があるなど、協議期間の長期化、計画自体の実効性の低下が生じ、国と自治体双方において非効率な事態が生じている状況であり、提案に沿った見直しをされた。	▲	水質総量削減は、指定水域全体としての水質改善を図るため、内陸部を含めて広域的かつ総合的に対応することによって、指定水域に流入する汚濁負荷量を全体として削減しようとするものであることから、各都府県間の調整を十分に行い、関係者が一致協力して汚濁負荷量の削減を図ることが必要である。これらのことから、環境大臣への協議は必要である。 また、総量削減計画には、地方公共団体の各般にわたる施策が具体的に掲げられることから、国の関係省庁の施策との整合及び対策地域間における施策の整合を確保する必要があるとともに、基本方針に照らし、目標を達成するために適切な計画であるか確認を行う必要がある。 具体例は、「達成の方途」及び「その他必要な事項」として、国の補助金等を受けて地方自治体が行う事業、国と複数の地方自治体が一体的に行う事業が含まれ、国の財政的支援に伴う施策など国が主体となる施策と密接に関係する施策や複数の都道府県にまたがる施策が多いが、国の施策と整合し、かつ、極力効果的・効率的なものである旨の確認が必要不可欠であることから、同意協議は存置する必要がある。 なお、地方分権改革推進委員会による第3次勧告においては、同意を要する協議を許容する場合として「地方自治体の区域を越える一定の地域において効果的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合」を挙げており、当該計画はこれに該当するものと考えている。 協議期間については、法第4条の4第4項の規定により、環境大臣は公害対策会議の意見を聴くこととされていることもあり、当該手続きも含められ、協議の全体としてある程度の時間を要する状況にあるが、ご意見を踏まえ、協議期間の短縮のため、事前調整を含めて標準処理期間を設定する。 東京湾再生推進会議等については、あくまで各湾に係る関係機関の総合的な施策推進のための場であり、総量削減の調整をしているわけではなく、関係者も異なるものと認識している。しかしながら、ご意見を踏まえ、情報交換の場として活用していきたいと考えている。
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	第7条	第3項	【総量削減計画に係る環境大臣の協議の廃止】 窒素酸化物総量削減計画及び粒子状物質総量削減計画の策定に関して、環境大臣の協議ではなく報告とすべき。 【全国知事会】	現行では、閣議決定した基本方針に基づき各都道府県が計画案を策定した後、環境大臣への協議、公害対策会議の意見聴取が必要である。 また、大臣協議において修正を要する場合、再度、各都道府県の協議会における審議を行い、策定までにさらに時間を要することとなる。このため、手続きに時間がかかり、計画に定める計画の方途に、早期に着手できない。 【事例】 前回策定時は、正式協議に3か月、事前調整をあわせて半年以上を要した都府県もある。	x	総量削減計画には、国及び地方公共団体の各般にわたる施策が具体的に掲げられることから、国の関係省庁の施策との整合及び対策地域間における施策の整合を確保する必要があるとともに、基本方針に照らし、目標を達成するために適切な計画であるか確認を行う必要があるため、環境大臣への協議は必要である。	▲	自動車NOx・PM法は、固定発生源ではなく移動体である自動車からの汚染対策であることから、周辺都府県の施策と整合した、効果的・効率的な施策である旨の確認が必要不可欠である。例えば、対策の1つである交通流対策は、道路ネットワークの整備といった大がかりなものばかりではなく、文交点改良等にしても、当該道路全体の交通流を考慮しない期待される効果が得られない場合も想定され、一都府県だけではなく、周辺自治体までを含めた視点で国が確認し、必要に応じ調整を行うことが必須である。 環境大臣への協議は、都府県知事が定めようとする総量削減計画について、国及び地方公共団体の各般にわたる施策が具体的に掲げられることから、国の関係省庁の施策との整合及び対策地域間における施策の整合を確保する必要があるとともに、基本方針に照らし、目標を達成するために適切な計画であるか確認を行う必要があるため、定められているものである。 前回の総量削減計画の協議では、各都府県から提出を受けた計画案について関係省庁との協議等を踏まえ、方針の統一を図る必要があると認められた事項について指摘したほか、事業承認等の指摘を行ったところである。各自治体において、そうした指摘等に対して適切な対応がなされ、現在の計画が策定されているものと承知している。 また、総量削減計画においては、「達成の方途」として、国の直轄事業による道路整備、国の負担金、補助金等を受けて地方公共団体が行う道路整備、国道と地方道の交差点の立体化、有料道路の料金割引などの社会実験といった国の事業や国が関与して地方と協力して実施する事業が含まれる。 さらに、低公害車やエコドライブの普及促進については、国及び地方公共団体が自動車製造事業者や物流業界のような自動車を使用する事業者に対して指導・啓発を行うことにより、達成されるものである。 このような施策は、都道府県単独で実施できるものはほとんどなく、国と共同で実施したり財政面等で役割分担したりするなど、国が主体となる施策と密接に関係する施策や複数の都道府県にまたがる施策が多いため、国等の施策と整合し、かつ極力効果的・効率的なものである旨の確認が必要不可欠であることから、協議は存置する必要がある。 協議期間については、法第7条第4項の規定により、環境大臣は公害対策会議の意見を聴くこととされていることもあり、協議の全体としてある程度の時間を要する状況にあるが、ご意見を踏まえ、協議期間の短縮のため、事前調整を含めて標準処理期間を設定する。	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第29条	第4項	【特別保護地区に係る環境大臣の協議の廃止】 地域からの意見聴取や、市町村等との十分な対話を通じた特別保護地区の再指定を行うため、環境大臣の協議は廃止し、報告とすべき。 【全国知事会】	鳥獣保護区特別保護地区の再指定について、国現地機関及び環境大臣との事前協議後、都道府県の環境審議会の審議・審判を経て本協議を行っている。 従来から、鳥獣保護区の指定日や狩猟開始日にあわせて、特別保護地区の指定の内容を確認しなければならないが、再指定についても環境大臣との協議を要するため調整に時間や労力がかかり、本来重視すべき市町村、地元住民からの意見聴取や、十分な対話期間の確保が難しくなっている。	x	都道府県知事は、鳥獣保護区の中でも、特に鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る必要があると認める区域を特別保護地区に指定しているところ。このため、特別保護地区には一定の行為規制がかかっており、全国的に一定水準を満たす鳥獣の保護管理が確保できるものである必要があるため、環境大臣への協議は必要である。	○	全国的に一定の水準を満たす鳥獣の保護管理を確保するため、都道府県知事が鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を指定する際に、環境大臣への協議を義務づけているところ。 一方、都道府県知事は、環境大臣が定める「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（H23年9月5日付け環境省告示第59号）」に基づき鳥獣保護事業の実施に関する計画を定め、この計画に即して特別保護地区を指定していること。 全国知事会の提案にある再指定は、新規指定の際に内容を確認していること 以上のことから、特別保護地区の再指定及び再指定と同等の意味を持つ存続期間の延長については、法第29条第4項に規定する環境大臣への「協議」を「届出」とする。	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条	第3項	○一般廃棄物処理施設等へ立入検査をする職員の見直し ○一般廃棄物処理施設等への2年間有効とされている立入検査をする職員の見直し ○立入検査の有効期間を市の数量に変わる。 【全国市長会】	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条に基づく立入検査を行う場合において、当該立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならないとされているが、当該証明書の有効期間は2年間とされ、2年毎に証明書の更新手続き・事務が必要となっている。 一方、類似の環境法令の水質汚濁防止法や大気汚濁防止法等における立入検査を行う職員の見直しについては、平成19年環境省令第11号による改正で、有効期限を設けることとされたものの、その期間については、地方公共団体の裁量に任せられている。 同じ環境法令でありながら、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、地方自治体の裁量が認められておらず、柔軟な運用ができない状況である。 立入検査に係る身分を示す証明書の有効期間が廃止されれば、市の責任において、地域の実情に応じた証明書の有効期間を設定することができるようになり、事務の効率化が期待できる。	▲	省令で定められている様式を変更し、身分を示す証明書の交付者が、有効期間を設定するものとするか否か検討を行う。	○	本案提案の方向で、検討を進められた。 なお、一般廃棄物処理施設等の立入に係る身分証明書は、任命権者より交付され、現状は有効期限が法定で2年間であるのに対し、各地方自治体で行われる人事異動のサイクルは概ね5年とされているところが多いと聞く。このため、職員はその在任中、2回程度身分証の更新交付を受けなければならない状況であり、事務的にも非常に効率を悪くしている面があることから、市の裁量に委ねることができよう検討した。 省令で定められている様式を変更し、身分を示す証明書の交付者が、有効期間を設定するものとする。	

- …地方提案等に即し制度改正を行う事項
- ▲…一部制度改正や運用改善(大臣協議の標準処理期間の設定、解釈の明確化に資する通知の発出、地方提案の趣旨を実現できる他の制度・方法の周知等)を行う事項
- ×…見直しを行わない事項